

監委公告第 2 号
令和7年1月24日

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により公表する。

目 次

包括外部監査の結果に係る措置

令和 3 年度（2021 年度）	1
令和 4 年度（2022 年度）	3
令和 5 年度（2023 年度）	6

(関係条文)

・地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ:学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 教育政策課

指摘事項等	
<p>【学校徴収金システムの活用について：意見】</p> <p>令和2年度から学校徴収金システムを導入し、システム内の出納簿に入力を行い、その結果を基に収支報告書が自動作成されることが予定されていた。システム導入後も担当課である教育政策課と学校で協議をしながらシステム操作や運用等の修正を随時行っていくこととしており、これに関して令和2年7月6日に学校に対して「出納簿の入力方法等については、現在最終調整中ですので、検証が済み次第お知らせします」という通知が出されている。このため、令和2年度は別途、出納簿を作成(エクセル形式)しており、収支報告書の自動作成に至らず、事務作業の負担軽減に繋がっていない。</p> <p>また、システムは個人ごとに入力できるようになっているが、購入物によっては単価に端数がでる場合があり、完全に個人ごとに管理することが難しい状況になっている。特に、特別支援学級では個人で購入、学年で購入、複数学年で購入するなどがあり、個人ごとのシステム管理が難しい状況である。このため、システム導入前から使用しているエクセル形式で管理している場合もあり、当初想定された事務作業の負担軽減につながっていない。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務作業の負担軽減を目的とした学校徴収金の購買システム導入をモニター校の意見を踏まえ検討を進めてきたが、実際の運用に向けて調整した結果、逆に学校現場の負担が増える見込と判断し、導入しないこととした。</p> <p>システム更改(令和9年〔2027年〕4月1日運用開始)に向けては、学校現場の負担軽減につながるよう、学校徴収金のあり方を根本から見直すことで調査・検討を進めている。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月12日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 総合支援課

指摘事項等	
<p>【ケース記録の書式について: 意見】</p> <p>SSWの役割は専門的知識を生かして、児童生徒が抱える問題に対して、関係機関と連携するなどして適切に対応することにある。そのためには、各ケースに応じてどのような問題があったのか、それを解消するためにどの機関と連携したのかといった情報が重要であり、適切に記録することが求められる。</p> <p>市におけるSSWのケース記録様式は下記のようになっており、個別のケース記録が時系列に記されているものの、どういった問題が発生しているかのチェック項目や、どの関係機関と連携したかの項目、最終的な進捗状況の項目がなく、ケース記録を確認しても詳細な状況の把握がしづらくなっている。各ケースの連携先は別途一覧表にまとめられているものの、関係機関と連携する際の情報共有などを考えると、必要な情報や進捗状況が把握しやすいような書式への変更を検討する必要があると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>「アセスメントシート/プランニングシート」にて、「ジェノグラム」、「児童生徒本人及び家庭の課題」、「個別支援における短期・長期目標」、「具体的な見立てと役割分担」等の項目を設け、支援のポイントの把握や目標に向けての進捗管理が効果的にできるように運用を変更した。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について～

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【観光戦略経費(熊本市観光ウェブサイト管理運営)・効果指数の設定について:意見】 観光WEBサイトの年度ごとのPV数やユーザー数の実績はわかるものの、観光サイトにどれくらいのPV数やユーザー数を期待するのかという目標値が設定されていないため、増加傾向にある観光WEBサイトの委託金額に見合った結果につながっているかどうか判断することができない状況である。コンテンツ企画や広告への適切な支出を行うためにも、目標に対し実績がどうであったかを判断できる効果指数を定める必要がある。</p>	
措置内容	措置日
Webサイトとユーザーとの接触機会の多さを示すPV数は認知度を図る重要な指標であることから効果指標を設定するとともに、組織目標に位置付けた。	令和6年(2024年) 4月1日

指摘事項等

【熊本城おもてなし経費・効果指標の設定について:意見】

当事業においては、おもてなし武将隊によって様々な活動が実施されているものの、その活動を評価するための指標や目標値が設定されておらず、事業の評価がしづらい状況となっている。そのような状況を改善するためにも指標や目標値の設定が早急に求められる。例えば、おもてなし武将隊の上記の活動内容から指標として次の2つが挙げられる。

定期演舞の観客数

おもてなし武将隊のメイン活動である定期演舞を観に来る観光客が増えることで、熊本城を訪れる観光客の増加も期待できるため重要な指標の一つであると考えられる。現状では、毎公演ごとに定期演舞の観客数はカウントされており、業務実施報告書にもまとめられているものの、目標値が設定されていないため、単なる報告にとどまっている状況である。

公式アカウントのフォロワー数

おもてなし武将隊の公式アカウントのフォロワー数が増加することで、おもてなし武将隊の SNS 上の発信を通して熊本城の魅力が多くの人に伝わり、熊本城への来場者の増加にもつながると期待できるため、重要な指標の一つであると考えられる。しかしながら現状では、公式アカウントのフォロワー数については、定期的なモニタリングも実施されておらず、フォロワー数がどれくらい増加しているのかも判断できない状況である。

観光振興の取組とその効果は、相関関係が明確に評価しづらいからこそ、指標及び目標値を定めた上での長期間に渡るモニタリングや目標値との比較・検討を継続的に行っていく必要がある。

措置内容	措置日
<p>定期演舞の観客数は、周辺の歩行者との区別やカウント方法などに難しい点、天候、曜日、季節、市街地周辺やその他周辺の催事、団体ツアー客、公共交通機関の運航状況等の影響も大きく受けること等から、報告にとどめている。令和6年（2024年）3月策定の熊本市観光マーケティング戦略において、熊本城の入園者数を検証指標として目標値を設定しており、これを当該事業の指標とする。</p> <p>公式アカウントのフォロワー数は、その増加状況など定期的なモニタリングを行うため、令和6年度（2024年度）の契約より、毎月の実績報告時にフォロワー数及び前月比を報告させるとともに、指標及び目標値を設定し継続的に検証していくこととした。</p>	<p>令和6年（2024年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

財政局 財政課

指摘事項等	
<p>【補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について：意見】</p> <p>市は、補助金の執行に関して、市の統一的な具体的指針を明確化し、公平性・透明性の確保及び市民への説明責任の遂行を適切に実施することで、補助金の適正な執行を行うため、ガイドラインを策定することが望ましい。なお、見直し基準については、制定から10年近く経過したことから、その内容をガイドラインに織り込むことを前提に、廃止することが望ましい。</p> <p>また、交付規則や補助金毎の交付要綱があるなかで、ガイドラインの位置づけについて明確にすることが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月27日に補助金等の適正執行に関するガイドラインを策定し各局へ通知(これまでの見直し基準については廃止)。令和6年(2024年)9月30日に各局に対してガイドライン及び見直し作業についての説明会を実施した。また、ガイドラインの位置づけについても本ガイドライン中に明記している。</p> <p>なお、策定に先立って令和6年(2024年)8月には事前周知を兼ねた意見照会を各局に対して実施している。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月27日</p>

指摘事項等

【補助事業の終期の設定及び見直しプロセスの明確化について：意見】

終期を設定していない理由を補助事業実施部局に質問したところ、多くの部局から「本事業は現在のところ終わる予定がなく、継続する必要があるため」「終期は設定していないが、補助金の必要性については別途計画において検討を行い、また、毎年度の予算要求において補助金評価シート等により必要性の検討を行っているため」といった趣旨の回答を得た。

しかし、見直し基準や研修資料にも記載されているとおり「終期の設定は、補助金の継続交付を否定」するものではなく、事業が終わる予定がないことをもって終期設定を行わないことは理由とはならない。

また、別途計画や予算要求時において、補助金の必要性について検討していたとしても、あえて交付要綱において終期を設定し、補助金の継続にハードルを設けることで、安易な補助金の継続を未然に防止することが可能となる。

さらに、終期の更新に関する交付要綱改正の決裁を行う際に、当該決裁文書において補助金の効果の分析、評価及び必要性等について文書化することにより、補助金の必要性を「見える化」する効果も期待できる。

よって、市は、見直し基準及び研修資料に記載された終期の設定について、その趣旨も含めて周知徹底することが望ましい。

なお、市は、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、現在、見直し基準及び研修資料に記載されている終期の設定に係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

また、ガイドラインにおいて、終期の更新に係る交付要綱改正の決裁で最低限検討すべき項目・視点をあらかじめ明文化し、補助事業実施部局に周知徹底することが望ましい。

終期を迎えた要綱の継続に関する検証の視点については、例えば「福岡市補助金ガイドライン」を参考にされたい。なお、検証した内容については、決裁文書において文書化することに留意する。

措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月27日に補助金等の適正執行に関するガイドラインを策定し各局へ通知(これまでの見直し基準については廃止)。</p> <p>本ガイドラインにおいて、終期設定、見直しプロセス及び見直しの基準について明記したところ。</p> <p>令和6年(2024年)9月30日に各局に対してガイドライン及び見直し作業についての説明会を実施し、ガイドラインの運用方針と併せて、各補助金について原則終期設定を行うことや、監査指摘の趣旨である「終期の設定は補助金の継続交付を拒否するものではない」旨について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>なお、ガイドラインの策定に先立って令和6年(2024年)8月には事前周知を兼ねた意見照会を各局に対して実施したところ。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月27日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

財政局 財政課

指摘事項等	
<p>【補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認について：意見】</p> <p>補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。</p> <p>また、自治体職員は消費税実務に不慣れである場合が多く、補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の認識が不足しており、交付対象事業者への確認が必要か否か、判断することも難しいのではないかと考えられる。</p> <p>よって市は、補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認に係る市の統一的な具体的指針を定めるとともに、補助事業実施部局に周知徹底することが望ましい。</p> <p>なお、「ア（意見）補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認に係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。</p> <p>また、消費税に関する基礎知識については、研修資料において記載するとともに、職員に対して知識の習得を促すことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 6 年（2024 年）9 月 27 日に補助金等の適正執行に関するガイドラインを策定し各局へ通知（見直し基準については廃止）。本ガイドラインにおいて、仕入税額控除についても記載した。</p> <p>令和 6 年（2024 年）9 月 30 日に各局に対してガイドラインについての説明会を実施し、補助対象経費が過大となることがないように仕入れ税額控除に留意するよう、重ねて周知徹底を図った。</p> <p>なお、ガイドラインの策定に先立って令和 6 年（2024 年）8 月には事前周知を兼ねた意見照会を各局に対して実施したところ。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 9 月 27 日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

財政局 財政課

指摘事項等	
<p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】 市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。 具体的には、市の統一的な具体的指針として、暴力団排除条項に係る取り組み方法を明示するとともに、各補助金の交付要綱において、暴力団排除に係る確認を実施する旨の規定を設けることが望ましい。 なお、「ア（意見）補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、暴力団排除条項に係る取り組み方法に係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 6 年（2024 年）9 月 27 日に補助金等の適正執行に関するガイドラインを策定し各局へ通知（これまでの見直し基準については廃止）。本ガイドラインにおいて、補助対象者から暴力団関係者を除外することを留意事項として設けた。 令和 6 年（2024 年）9 月 30 日に各局に対してガイドラインについての説明会を実施し、補助対象者からの暴力団関係者の除外についても併せて周知徹底を図った。 なお、暴力団排除条項については、補助金等交付規則を改正し追記することも予定している。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 9 月 27 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

総務局 デジタル戦略課
財政局 財政課

指摘事項等

【補助金申請に係る利便性向上の検討について：意見】

市が補助金等に係る利便性向上のためにオンライン申請に取り組み、かつ、今後も拡充方針であることは十分に評価できる。しかし、補助金等のオンライン申請には課題もあると考えられることから、市は、次の内容を踏まえつつ、より一層、オンライン申請の仕組みを活用することが望ましい。

<補助金等のオンライン申請に係る留意事項>

- ・令和4年度から施行されている補助金のオンライン申請について、各課に対してアンケート調査等を実施し、オンライン申請に係る課題を整理すること。
- ・上記課題整理を踏まえ、オンライン申請に馴染みやすい補助金等を判別すること。
- ・具体的には、多数の申請者が想定される、申請者のスマホ保有率が高い等デジタル環境の浸透度が高い、申請に当たっての添付資料が少なく済む等の補助金等は比較的オンライン申請に馴染みやすいと考えられる。
- ・申請がオンラインでなされる場合は、補助金の実績報告に係る原始証憑の確認が難しいケースも考えられることから、サンプルベースで確認を行う等、実績確認の有効性を確保すること。
- ・オンライン申請を導入したとしても、紙申請と併用せざるを得ないケースも想定される。この場合は、市役所内ではオンライン申請と紙申請の両方を処理する必要が生じ、管理体制が二重になってしまう等業務負担増となる。このため、負担増となる業務内容や程度、それらに対する対策を事前に検討しておくこと。
- ・「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、オンライン申請の導入に係る留意事項等を記載し、各部局で取り組む際の指針になるよう明示すること。
- ・以上を踏まえ、補助金等に係るオンライン申請の拡充へ向けて、庁内体制の整備、進捗管理等を整理したロードマップを策定し、庁内で共有すること。

措置内容	措置日
<p>補助金申請を含む熊本市役所が行う全ての行政手続（約4,400手続）について、各手続の課題等を各課と協議・整理したうえで、行政手続のオンライン化における基本的な考え方や難易度を踏まえた手続分類、オンライン化の優先順位、ロードマップ、事務フローの見直しなどの検討事項を示した「熊本市行政手続のオンライン化の推進方針」を令和6年（2024年）9月19日に策定した。</p> <p>また、令和6年（2024年）9月27日に「補助金等の適正執行に関するガイドライン」を策定し、申込手続きの方法として、電子申請によるオンライン手続きの導入を検討することや、その際の留意点を記載した。</p> <p>当該推進方針及びガイドラインに基づき、補助金申請を含む各手続について計画的にオンライン申請を拡充し、市民の利便性向上及び職員の業務効率化を図る。</p>	<p>令和6年（2024年） 9月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

財政局 財政課

指摘事項等	
<p>【実績確認の強化について: 意見】</p> <p>補助事業者が、誤って実績報告書に原始証憑の金額と異なる金額を記載した場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されるリスクが生じかねない。また、補助事業者が意図的に原始証憑の金額と異なる金額を実績報告書に記載することで、補助金が私的に流用されるリスク等も生じかねない。</p> <p>このため、市は、補助金額の支出内容の把握においては、原則として原始証憑の確認を行い、実績報告に係る確認の強化を図ることが望ましい。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられることから、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>例えば、補助対象経費に人件費が含まれる場合は、具体的な金額把握が重要であるとともに、比較的金額が大きい場合が多く、慎重な実績確認が必要と考えられる。また、補助事業者が補助金申請業務に不慣れである場合は、実績報告書の記載誤りも生じやすくなるため、同様に慎重な実績確認が必要と考えられる。</p> <p>このように、各補助金の状況に応じて、どの程度まで原始証憑の確認を行うべきか判断を要することから、前述のリスク等を各補助金の状況に照らして、交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を行うことが望ましい。</p> <p>なお、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、実績報告に係る確認の強化について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月27日に補助金等の適正執行に関するガイドラインを策定し各局へ通知。本ガイドラインにおいて、実績報告については、「領収書や請求書、決算書類の写しの提出を要綱等に定め、適切に審査すること」と明記し、チェックポイントとして、「添付書類は、実施内容や金額が明確に確認でき、適切に内容の審査ができるもの」、「添付書類は、補助金等交付要綱に具体的に記載すること」と設けた。</p> <p>令和6年(2024年)9月30日に各局に対してガイドラインについての説明会を実施し、実績確認の留意点・方法についても併せて周知徹底を図った。</p> <p>なお、策定に先立って令和6年(2024年)8月には事前周知を兼ねた意見照会を各局に対して実施したところ。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

財政局 財政課

指摘事項等	
<p>【補助事業の特性に応じた指標の設定と補助金の事後的な評価について: 意見】</p> <p>市が補助事業を実施するのは、対象となる事業や活動に高い公益性が認められるためである。また、補助金等の財源となるのは市民等から徴収された貴重な税金であることから、公益性に加え、公平性や有効性についても十分配慮されることも必要である。このような補助事業の性質を踏まえ、公益性、公平性、有効性等が十分に図られていることを検証するため、「補助金等を財源として、事業活動をどの程度実施するか」という活動指標(アウトプット指標)の設定、及び、「補助事業を実施することで、どの程度の効果を期待するか」という成果指標(アウトカム指標)の設定の検討が必要であると考ええる。</p> <p>すなわち、活動指標や成果指標の設定について十分な検討を行わずに補助事業が実施された場合、当該補助事業の効果が把握できないだけでなく、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると言わざるを得ない。</p> <p>もっとも、補助事業の特性によって指標の設定が困難であることも想定されるが、その場合であっても指標の設定に係る検討は必要であると考ええる。よって、市においては、全ての補助事業について、本補助金等の特性に応じて活動指標及び成果指標の設定について検討を行い、補助事業の内容に整合した指標を設定することが望ましい。その際、可能な限り、活動指標及び成果指標の両指標をそれぞれ設定することが望ましいが、成果指標の設定が難しい場合は、活動指標の設定を行うことが望ましい。</p> <p>なお、上記の指標の検討及び設定については、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たって、指標の必要性及び選定に関する考え方を明記する等により、市全体に周知徹底することが望ましい。</p> <p>豊橋市では、「補助金等の適正化ガイドライン」において指標の設定等について明示していることから参考にされたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月27日に補助金等の適正執行に関するガイドラインを策定し各局へ通知。本ガイドラインにおいて、指標の設定や検証方法について明記した。</p> <p>令和6年(2024年)9月30日に各局に対してガイドラインについての説明会を実施し、指標設定や検証の留意点について、併せて周知徹底を図った。</p> <p>なお、策定に先立って令和6年(2024年)8月には事前周知を兼ねた意見照会を各局に対して実施したところ。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

財政局 財政課

指摘事項等	
<p>【補助事業の内容及び実施結果に関する情報公開の強化について: 意見】</p> <p>補助事業の財源は市民等から徴収された貴重な税金であり、透明性や客観性を担保する観点から、市は、現在、市ホームページで公表している補助金等交付要綱等の情報に加え、補助事業の内容及び実施結果について、市民等に対して広く情報公開することが望ましい。</p> <p>具体的には、毎年度、補助事業が終了した後に、補助金等の名称、事業概要、事業目的、事業の必要性、補助事業者、補助金等の額、指標等を取りまとめ、市ホームページ等を通じて市民等へ公表することが考えられる。</p> <p>なお、前述のとおり、市では各補助金について補助金等評価シートを作成していることから、改めて説明責任を果たす観点から、当該シートについて必要に応じて情報を加える等して市ホームページで公表することが考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月27日に補助金等の適正執行に関するガイドラインを策定し各局へ通知。本ガイドラインにおいて、市ホームページでの公表について明記した。</p> <p>令和6年(2024年)9月30日に各局に対してガイドライン及び見直し作業についての説明会を実施し周知した。</p> <p>なお、策定に先立って令和6年(2024年)8月には事前周知を兼ねた意見照会を各局に対して実施したところ。</p>	<p>令和6年(2024年)9月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

政策局 防災対策課

指摘事項等	
<p>熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金</p> <p>【補助金の有効性について: 意見】</p> <p>県内に約2万数千箇所の土砂災害特別警戒区域があり、その中に約2万件の住家が存在しているのに対し、本補助金の交付実績は、令和2年度は4件、令和3年度は2件、令和4年度は5件となっている。</p> <p>近年の地球温暖化に伴い世界中で自然災害が頻発しており、熊本県においても平成28年の熊本地震、令和2年7月豪雨等の自然災害が起きており土砂災害特別警戒区域に住家がある県民・市民の移転は、重要性が高まっていると考えられる。しかしながら、現状の補助金の交付実績件数では土砂災害特別警戒区域に住家がある全ての県民・市民の移転がいつ達成できるのか見通しが立たない状況である。</p> <p>よって、市は、土砂災害特別警戒区域内に居住する方々の移転を促進し、土砂災害の被災者をださないようにするという目的を達成するための手段として補助金があるのかどうか検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>土砂災害特別警戒区域に住家がある県民・市民すべてが、移転により危険を回避することは、市民の生命財産を守るためのひとつの手段であり、当該事業のみで、「土砂災害の被災者をださないようにする」ことは困難であり、県も同様の認識である(令和6年〔2024年〕7月協議)</p> <p>「土砂災害の被災者をださないようにする」ためには、土砂災害特別警戒区域を含む対策工事など県の基幹事業(砂防事業)による危険性の除去、また、安全な場所へ移転することによる危険回避、避難行動による一時的な退避などの手法により目的を達成するものであり、本事業は、根本的な危険回避の手段であることから、有効であると判断し、事業継続を行うこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 7月23日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域活動推進課

指摘事項等	
<p>地域公民館運営費補助金(南区総務企画課実施分)</p> <p>【繰越金がある場合の補助金の必要性の検討について: 意見】</p> <p>令和4年度A公民館会計決算書によると、支出合計398,697円、前年度繰越金1,470,918円、翌年度繰越金1,763,329円、国債3,950,000円となっており、支出合計額を大幅に上回る繰越金があるほか、国債も保有している状況にある。</p> <p>このような状況にある場合、補助金の支給の必要性があるかどうか、補助金が公民館の活動に対して適切に充てられたのかどうか、繰越金や国債の管理状況は適切かどうか等について、より慎重に検討すべきである。よって、市は、支出合計額を大幅に上回る繰越金を保有している公民館へ補助金を支給することの必要性について慎重に検討することが望ましい。</p> <p>また、繰越金が増えている公民館については、地域社会における住民の自主活動と生涯学習の振興及び地域づくりが十分に実施できているか検討するとともに、繰越金が増えている原因を把握することが望ましい。</p> <p>さらに、多額の繰越金や国債等の換金可能性の高い有価証券等を保有している公民館については、今後の資金の使用計画を把握するとともに不正の発生防止のために講じられている対策等を把握しておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>繰越金が増えている原因については、公民館の建替えや修繕等のための積み立て、または、コロナ禍で活動が縮小していたため繰越金が多くなっているなどを聞き取りで把握している。</p> <p>このような場合、通常使用する会計口座と積立用の口座を分けて管理する、複数の会計担当で管理する、館長を含めた役員全員で口座の出入金を定期的に確認する等、適切な会計管理のために必要な助言を各区より団体へ行うよう、指導している。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域活動推進課

指摘事項等	
<p>地域公民館運営費補助金(南区総務企画課実施分)</p> <p>【補助金の概算払の必要性について: 意見】</p> <p>市は、ほぼ全ての公民館に対して補助金の概算払を実施している。補助金は、原則として確定払とすべきであるが、資金繰り等の必要性がある場合には例外的に概算払が認められる。従って、支出額に対して繰越金が十分にある場合にも概算払を行うことは合理的な理由を欠くことになる。</p> <p>また、概算払を行った場合は、補助金の概算払額が確定額を下回った場合は、返還の手続きが必要となり事務負担が増えることとなる。</p> <p>よって、市は、補助金の概算払を行う際には資金繰り等の合理的な理由があるのか否か慎重に検討したうえで概算払を行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>繰越金については、各団体ともに施設の営繕及び建替えのための長期積立であり、該当団体へは通常使用する会計口座と積立用の口座を分けて管理するよう、各区から引き続き指導していく。</p> <p>概算払とする理由は公民館単独の予算だけでは、年間を通じ必要な時期に必要な行事を行うことが困難であるが、補助金の概算交付を受けることで、より活発で多彩な事業展開が可能となるためである。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域活動推進課

指摘事項等	
<p>地域公民館運営費補助金(南区総務企画課実施分)</p> <p>【市職員による補助金実績報告の記載について: 意見】</p> <p>C 公民館の補助金実績報告書を閲覧したところ、筆跡が市の担当者によるものと思われるものがあつた。</p> <p>市によれば、提出書類の審査時に空欄があつた場合、相手方に連絡し了承を得たうえで職員が追記している、とのことである。補助金実績報告書を市の担当者が記載した場合、補助金の不適切な支給がなされていたのではないかと疑念を惹起するおそれがある。</p> <p>よって、市は、原則として補助金実績報告書への記載は地域公民館の担当者が行うよう指導を徹底するとともに、相手方に連絡し了承を得たうえで職員が追記する場合には、職権により職員が追記した旨の記録を残すことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>職員が追記するという処理については、今後はおこなわないよう、令和6年(2024年)10月、各区役所へ指導を行った。今後やむを得ず、担当者が追記する場合には、相手方へ了承を得たうえで、職権により職員が追記した旨の記録を残すというルールを徹底することとした。(令和6年〔2024年〕10月29日、各区実務者担当班長及び地域活動推進課担当班長との会議において、口頭にて依頼済み)</p>	<p>令和6年(2024年) 10月29日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域活動推進課

指摘事項等	
<p>地域公民館運営費補助金(南区総務企画課実施分)</p> <p>【補助金の成果指標について: 意見】</p> <p>地域公民館要綱において、「地域公民館は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の自主性と創造性を生かし、地域の連帯意識及び福祉の向上と、まちづくりに寄与することを目的とする。」と定められている。また、本補助金の成果指標は、地域コミュニティセンターの設置数となっている。地域コミュニティセンターの設置数は、本補助金の目的との関連性が乏しいと思われ、補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。</p> <p>よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果指標の必要性を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>成果指標を以下のとおり変更した。</p> <p>「少子高齢化による人口減少、担い手不足、コロナ禍による活動の落ち込みなど、多くの課題を抱える地域公民館組織の解散を防ぎ、本市の地域活動を維持、向上を目指すため、自治会の団体の組織数増加を成果指標とする。」</p>	<p>令和6年(2024年) 11月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域活動推進課

指摘事項等	
<p>地域公民館建設費補助金(北区総務企画課実施分)</p> <p>【補助金の必要性について: 意見】</p> <p>要綱において「この要綱は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の建設事業及び営繕事業に対し、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に基づき熊本市地域公民館建設・営繕費補助金(以下「補助金」という。)として一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。」と規定されている。また、市は、本補助金を支給された地域公民館の稼働実績を把握していない。地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るためという目的に鑑みると、空き家の利用、賃貸、地域コミュニティセンターの利用等の手段があり地域公民館の建設は必ずしも必要ではないと考えられる。</p> <p>また、市民の納付する税金には限りがあること、稼働率が低い地域公民館も相当数存在する可能性があること、少子高齢化社会が進行しており今後、空き家は増えることが見込まれること、地域住民の全てが地域公民館の建設費の負担を望んでいるわけではないこと等を考慮しても本補助金の必要性は必ずしも高いとは考えられない。</p> <p>よって、市は、地域公民館の建設に対して補助金を支給することの必要性を慎重に検討するが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本業務は、建設に至るまで3年から5年にわたり、空き家の利用、賃貸の可能性を視野にいれながら、住民同士の話し合いを重ねた結果、自治会(公民館)の積立金と合わせて補助金を申請され建設に至っているものである。加えて、建設補助には、老朽化した公民館の建替えも含まれることや、地域における生涯学習やまちづくりの拠点としての必要性や、防災や支え合いの場所であることについても考慮しながら検討した結果、地域公民館の建設補助については、今後も継続していくことが必要であると判断した。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域活動推進課

指摘事項等	
<p>地域公民館建設費補助金(北区総務企画課実施分)</p> <p>【補助金の成果指標について: 意見】</p> <p>地域公民館要綱において、「地域公民館は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の自主性と創造性を生かし、地域の連帯意識及び福祉の向上と、まちづくりに寄与することを目的とする。」と定められている。</p> <p>また、本補助金の成果指標は、地域コミュニティセンターの設置数となっている。</p> <p>地域コミュニティセンターの設置数は、本補助金の目的との関連性が乏しいと思われ、補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。</p> <p>よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果指標の必要性を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>成果指標を以下のとおり変更した。</p> <p>「少子高齢化による人口減少、担い手不足、コロナ禍による活動の落ち込みなど、多くの課題を抱える地域公民館組織の解散を防ぎ、本市の地域活動を維持、向上を目指すため、自治会の団体の組織数増加を成果指標とする。」</p>	<p>令和6年(2024年) 11月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 生活安全課

指摘事項等	
<p>熊本中央地区防犯協会運営費補助金</p> <p>【成果指標の設定について: 意見】</p> <p>補助金の趣旨は、要綱において「防犯思想の普及徹底、青少年の非行防止、犯罪誘因環境を浄化するなど、犯罪のない地域づくりを推進すること」と記載されており、成果指標を防犯灯の新規設置件数としている。</p> <p>防犯灯の新規設置件数を補助金の成果指標としているが、例えば防犯思想の普及徹底という補助金の目的との関係が希薄であり、市民の理解が得られないおそれがある。市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が補助金の目的と関係がない又は希薄である場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。</p> <p>よって、市は、補助金の成果指標について、補助金との関係が明白で市民からの理解が得られやすいように設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本件については、成果指標を「第8次総合計画」及び現在策定中の「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」と整合を図り、『刑法犯認知件数』に設定した。</p>	<p>令和6年(2024年) 10月22日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等

熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金

【運営費補助金として交付する場合の再検討事項について：結果】

本補助金交付要綱における補助対象事業は、次のとおりであり、補助金交付要綱を見る限り、本補助金は、特定の事業に対して補助を行う事業費補助金であると考えられる。

< 補助対象事業 > 出所：本補助金交付要綱

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれかの事業とする。

- (1) 傷痍軍人及び戦没者遺族等の福祉向上のための相談指導、研修活動及び講演会の開催事業
- (2) 傷痍軍人及び戦没者遺族等に対する情報提供等事業
- (3) 戦没者慰霊祭開催等の英霊顕彰事業
- (4) その他特に市長が認める事業

しかし、毎年度の当初予算編成等において、各局が作成する「補助金等評価シート」では、本補助金の名称は「熊本市遺族連合会運営費補助金」と記載され、また、本補助金に係る令和4年度決算書では、事業毎の収支の記載等はなかった。

このため、市に対して、本補助金は、事業費補助金であるか、または、団体の運営自体に対して補助を行う運営費補助金であるかを質問したところ、運営費補助金とのことである。

本補助金は、補助金交付要綱上は事業費補助金と考えられるものの、実態は運営費補助金であり、形式と実態が乖離している。運営費補助金であれば、補助対象団体の運営自体に補助金を交付することの公益性等が問われることとなるが、本補助金について明確に運営費補助金である旨を定めた文書は無く、補助金の交付の妥当性にも疑義が生じかねない。

よって、市は、本補助金について運営費補助金として交付する場合には、事業費補助金となっている補助金交付要綱の文言を改めるとともに、補助金の交付目的、補助対象事業者としての公益性、補助金を交付する期間、補助対象経費の妥当性、交付すべき補助金額等を再検討した上で、本補助事業を実施すべきである。

措置内容	措置日
<p>補助団体へのヒアリングを実施し、補助金の積算根拠となっている事業が、要綱に規定する補助対象事業の対象であることを確認した。</p> <p>今後も、交付申請があった事業については、補助対象事業に該当することを確認し、事業費補助金として交付することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月13日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金 【補助金額の妥当性について: 意見】 補助金等概要シートによれば、本補助金は、少なくとも直近3か年において毎年度同額が予算及び決算として計上されている。 本来、補助金は実施されている事業内容等に基づき、具体的な補助金額が算定されるべきである。しかし、本補助金について、毎年度同額の補助金が交付されていることについて、金額の妥当性や金額の根拠等を把握できる文書は無かった。 また、本補助金は、【運営費補助金として交付する場合の再検討事項について】で指摘したとおり運営費補助金としての実態を有しているため、具体的な補助金額を算定することなく、安易に毎年度同額の補助金が計上されてきたとも考えられる。 よって、市においては、補助事業者における事業内容等を把握した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にすることが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>直近3か年において毎年度同額が予算及び決算として計上されていることについては、事業の性質として、年度ごとの増減が大きいものではないこと、実績報告書で実績の確認を行った結果、対象事業の経費が予算額を越えていたため、予算額が上限額となり、予算額と決算額が同額であったためである。 なお、交付申請の際に年間計画を徴取し、実施事業に補助対象外経費が含まれていないことを確認しており、今後も金額が妥当であると判断した根拠を文書として残すこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月13日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金 【消費税の仕入税額控除に係る確認について: 意見】 本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。 よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを記載することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>市補助事業者は免税事業者であることを確認した。また、今後も課税事業者となっていないか定期的に確認していく。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月13日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金 【実績確認の強化について: 意見】 市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金(額の確定)チェックリストを作成している。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助団体へのモニタリングや令和5年度(2023年度)補助金の原始証憑の確認を行い、補助対象経費以外へ補助金が交付されていないことや、私的流用等もないことを確認した。</p> <p>また、今後も実績報告の確認にあたって、モニタリングや資料提出を求めることとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会運営費補助金 【概算払の必要性について: 結果】 熊本市補助金等交付規則には、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱では概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。本補助金は人件費を補助する運営費補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。 よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>市社協へ概算交付申請書に概算払が必要となる具体的な理由を明記するよう依頼し、市においても概算交付の必要性を確認し、決裁文書へも具体的に記載を行うよう改善を図った。</p>	<p>令和6年(2024年) 6月28日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会運営費補助金 【実績確認の強化について: 意見】 市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、貸金台帳等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。 支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。 ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。 よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>ヒアリングにより決算書の内訳や支出内容の確認を行い、補助対象経費以外へ補助金が交付されていないことや、私的流用等がないことを確認した。 今後は、年1回以上事前通告無しでの現地確認などの手法も用いながら、実績確認の強化に努めていく。</p>	<p>令和6年(2024年) 6月28日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会運営費補助金</p> <p>【補助対象事業会計が黒字になった場合の運営費補助金の取扱いについて: 意見】</p> <p>運営費補助金とは団体の運営自体に補助金を交付するものであり、運営に必要な金額を過不足なく交付することが重要である。この点、本補助金では、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が約2千万円の黒字になっており、過大に交付しているように見える。また、市は、補助金交付により、補助対象事業会計が黒字になった場合にどのような対応を行うべきか検討していない。</p> <p>よって、市は、本補助金が団体の運営に対する運営費補助金であることを踏まえ、適切な補助金額を交付する観点から、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が黒字になった場合には、補助金を減額する等の検討を事前に行っておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>市社協の対象事業会計には用途が制限される寄附金等も含まれており、また、単年毎の事業収支により補助金額を減額とする場合、収益事業の実施についても制限がある社会福祉法人における長期的な経営計画を阻害する可能性があることなどから、単年の対象事業会計収支をもって補助金減額の要否判断を行うことは困難である。</p> <p>このことから、本補助金は、交付先である市社協の人件費に相当する金額を市が補助するものとし、仮に人件費が補助金額を下回った場合は当然に減額するものとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月12日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>日常生活自立支援事業補助金</p> <p>【消費税の仕入税額控除に係る確認について：意見】</p> <p>本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、市社協から免税事業者である旨を口頭で聞いているとのことだが、そのことが分かる特段の文書等は保存していない。消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。本補助金について、市は、上記のとおり市社協から免税事業者である旨を口頭で聞いているのみであり、文書等は保存していない。</p> <p>よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、その内容を文書として保存することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>社会福祉法人で特定収入割合が 5%を超えており、仕入税額控除が生じない旨を文書にて確認済み。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 11 月 6 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>日常生活自立支援事業補助金</p> <p>【概算払の必要性について: 結果】</p> <p>本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱では概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。</p> <p>本補助金は、日常生活自立支援事業を実施するために必要な人件費や事務費等を補助する補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。</p> <p>よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>概算払の申請があった際には、概算払の必要性を精査し、概算払を実施する場合には決裁文書に具体的に記載を行うよう改善を図った。</p>	<p>令和6年(2024年) 6月28日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>日常生活自立支援事業補助金</p> <p>【実績確認の強化について: 意見】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、貸金台帳等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。</p> <p>また、本補助金の事業実績報告に添付されている資金収支決算書によれば、補助対象となった福祉サービス利用援助事業会計の当期資金収支差額は、ゼロである。支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>なお、本補助金の資金収支決算書における当期資金収支差額はゼロとなっているが、収支差額をゼロにするために事務費等で数値を調整している可能性を否定できないことから、特に支出額の確認には留意が必要である。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>ヒアリングにより決算書の内訳や支出内容の確認を行い、補助対象経費以外へ補助金が交付されていないことや、私的流用等がないことを確認した。</p> <p>今後は、年1回以上事前通告無しでの現地確認などの手法も用いながら、実績確認の強化に努めていく。</p>	<p>令和6年(2024年) 6月28日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市自宅再建利子助成事業補助金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について: 意見】</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、次のとおり、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p> <p>< 暴力団の排除に関する事項の記載例 ></p> <p>暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。(にを記入)</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)12月20日付で要綱を改正しており、暴力団の排除条項を設けるとともに、要綱で定める補助金交付申請書に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を追加した。</p>	<p>令和6年(2024年)12月20日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市自宅再建利子助成事業補助金</p> <p>【補助金交付の事後検証の検討について：意見】</p> <p>本補助金は、平成 28 年の熊本地震被災者に対して自宅再建を促進することを交付の目的としており、平成 29 年度から交付されている。令和 4 年度の実績は、15 件、16,489 千円であったが、平成 30 年度の実績は 631 件、411,695 千円と多額であった。補助金交付の適切性と有効性を担保する観点から、交付された補助金について、自宅再建が補助金申請時の予定どおりに実施されているか等に関して、事後的に検証を行っているか質問したところ、特段の事後検証は実施していないとのことである。本補助金の交付目的を踏まえると、迅速かつ広範な補助金交付が求められて来たと考えられる。しかし、補助金である以上、適切性や有効性が担保されるべきことは言うまでもない。</p> <p>よって、市は、交付された補助金について、次のような観点から事後的に検証を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全件を検証することは難しいと考えられることから、サンプルベースで検証実施を検討する。 ・自宅再建が補助金申請時の予定どおりに実施されているか。 ・自宅再建が補助金申請時の予定どおりに実施されていない場合は、どのような理由によるものか。なお、必要に応じて、現地調査を実施する。 ・本補助金を実施した結果について、補助金の交付目的等を達成しているかアンケート調査実施を検討する。 	
措置内容	措置日
<p>過去に助成をした案件からランダムに抽出したものについて、申請時の予定どおりの再建をしているかを事後的に検証した。結果、検証したものすべてについて申請時の予定どおりの再建をしていることを確認した。</p> <p>また、今後も年 1 回以上は事後検証を行っていくこととした。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 6 月 17 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金</p> <p>【実績確認の強化について: 意見】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金(額の確定)チェックリストを作成している。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助団体へのモニタリングや令和5年度(2023年度)補助金の原始証憑の確認を行い、補助対象経費以外へ補助金が交付されていないことや、私的流用等もないことを確認した。</p> <p>また、今後も実績報告の確認にあたって、モニタリングや資料提出を求めることとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金 【成果指標の設定の再検討について: 意見】 市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「看護専門学校の卒業生数」を成果指標として設定している。しかし、看護専門学校を卒業した後、熊本市外で就職するケースもあるとのことである。 成果指標として、看護専門学校の卒業生数を設定すること自体は問題無いと考える。しかし、卒業後に熊本市外で就職する卒業生もいることを踏まえると、卒業後の就職状況を把握することで、より一層、直接的な補助金の成果につながると考える。 よって、市は、成果指標の設定について、卒業後の就職状況も踏まえた設定について再検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助金の成果を上げていくための基礎資料とするために、市内医療機関への就職者数の提出を求めることとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>軽費老人ホーム事務費補助金</p> <p>【補助金交付の対象となる事務費について(施設資金借入金元金償還): 結果】</p> <p>本補助金交付要綱には交付額の算定方法、及びその算定基礎となる事務費の範囲が定められている。本補助金資料を閲覧したところ、第4条(1)では明確に規定されていない「施設資金借入金元金償還(支出)」が事務費として取り扱われている事例が発見された。仮にこの「施設資金借入金元金償還(支出)」を対象経費から除外した場合、第3条に基づき算定される交付決定額が減額される可能性がある。</p> <p>なお、担当課に質問を実施したところ、施設資金借入金元金償還(支出)については、本補助金要綱及び国通知に規定されていないことから、補助対象とする根拠がないため、事務費として取り扱わないこととするとのことである。一般的に、施設設備資金に係る借入金償還支出は多額になるケースが多く、補助対象の事務費に含めるのであれば、本補助金交付要綱への明記は必須である。</p> <p>また、第4条(1)には「固定資産取得支出」も含まれているが、発見された事例において、借入金で購入した固定資産が補助対象事務費として取り扱われていたとすれば、市としては二重補助したことになる(この点について、担当課からの明確な回答は得てない)。</p> <p>したがって、市は、単に借入金償還支出を対象経費として明確化するのではなく、借入金償還支出及び固定資産について補助対象とすることの妥当性を慎重に検討した上で、補助対象事務費を明確化する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>「施設資金借入金元金償還(支出)」については、本来補助金支出の対象ではないが、熊本地震の被災により、施設整備のための借入金が必要であったことから、特別に認めたとという経緯があることを当時の文書により確認した。なお、現在はこの支出は計上されていない。仮にこの支出を対象経費から除外した場合も、当該施設においては対象として認められる支出が別にあるため、交付決定額が減額されることはない。しかし、ご指摘のとおり、場合によっては二重補助となる可能性が否定できないことから、今後は施設資金借入金元金償還を支出対象としては取り扱わないこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>公益社団法人熊本市シルバー人材センターが行う高齢者対策事業に係る補助金 【消費税の仕入税額控除について: 意見】</p> <p>一般的に、補助金の制度設計に当たっては、消費税の仕入税額控除の影響を加味すべきであるが、本補助金に関しては補助金交付要綱が作成されていないため、その点が明らかではなかった。担当課への質問によれば、「補助対象事業者は(消費税の)課税事業者ではあるが、補助対象経費に比較して補助額の割合が低いため、仕入税額控除の論点が補助額に影響するような積算とはなっていない。」との回答を得た。また、「これまで消費税について、補助対象経費と対象外経費のどちらとすべきかを申請団体に明示したことがなかったため、次年度の補助金交付手続きにおいて新たに条件設定の上、通知する。」とのことである。補助金の局面における消費税の取扱いに関しては、上記回答のように補助対象経費に(消費税を)含めるか否かの対応のほか、補助対象事業者に対して「仕入控除税額報告書」の提出を求める方法もある。</p> <p>よって、市は、補助金事務のあるべき姿を総合的に検討のうえ、今後の対応を定め、その結果を補助金交付要綱等に明文化し、実行することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)補助金の実施伺いにて、消費税は補助対象外経費として整理し、申請団体に示した。</p> <p>消費税については申請書に添付する予算書の補助対象外経費として計上している。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市老人クラブ連合会事業補助金</p> <p>【処分制限財産に関する運用について: 意見】</p> <p>本補助金に関して熊本市独自の補助金交付要綱は存在しない。しかし、国補助に関する交付要綱「在宅福祉事業費補助金交付要綱」(以下「国要綱」という。)において、本市は国からの補助を受けるに当たって、間接補助金の受領先へ交付の条件を付さなければならない旨が規定されている。具体的には、国要綱5(交付の条件) 間接補助事業に係る場合(2)イによって、熊本市老人クラブ連合会は、処分制限財産の規制を受ける。この点、担当課に質問を実施したところ、「熊本市として処分制限財産に関して明確に対応した実績はない。」との回答を得ている。また、「単価 30 万円以上の財産購入の可能性はある。」とのことであった。処分制限財産に関する規制は、補助金の交付目的が形骸化しないための重要なルールであり、補助金一般に求められる基本的な要件とも考えられる。また、質問の回答によれば、当該規制が影響しうる状況にあるとのことである。</p> <p>よって、市は、補助金交付要綱を策定して処分制限財産の内容を明示する、もしくは別の方法で文書化する等して、本補助金を財源に購入された固定資産が適切に管理されているかを把握する等適切な対応を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)の補助金等交付決定通知書(令和6年〔2024年〕4月1日付通知)から、交付の条件として処分制限財産に関する規制の内容を明記することとした。</p>	<p>令和6年(2024年)4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市老人クラブ連合会事業補助金 【補助対象経費の範囲について: 意見】 本補助金の補助対象経費の項目と国要綱に規定されている補助対象経費の項目について、必ずしも名称が一致していない。市によれば、これは市単費での独自の補助金交付も行っているためであり、不整合が生じているわけではないとのことである。しかし、項目の名称は異なっており、必ずしも整合していないように見える。不整合に見えるのは、市として補助対象とすべき経費の内容を検討し、その範囲を明確には定めていないためと考えられる。 よって、市は、本補助金の趣旨に立ち返り、国要綱との名称の整合性も含め、改めてあるべき補助対象経費の内容を確認するとともに、それを明文化することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)補助金の実施伺いにて、補助対象経費の範囲について国要綱補助対象経費の項目名称と一致した内容で定めた。また、令和7年度(2025年度)以降については、要綱内で定めることとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市老人クラブ連合会事業補助金</p> <p>【実績報告における補助対象事業費の内訳について: 意見】</p> <p>熊本市老人クラブ連合会から熊本市へ提出された補助事業報告書によれば、「3 補助対象事業費内訳」として「別紙令和4年度(2022年度)決算報告書のとおり」との記載があるだけで、内訳についての資料は添付されておらず、また、決算報告書と補助対象事業費の関係も明確ではなかった。担当課へ質問を実施したところ、補助金申請にあたり提出される「補助金申請内訳(令和4年度)」の項目を決算書から抽出し、審査時に積算を行い精査している。項目毎の金額に誤りがないことも電話でのやり取りによって補助対象事業費の内訳について聴き取りし、確認したとのことである。また、審査時に積算を行った資料については紙で出力して綴っていないが、電子データとして記録を残しているとのことである。</p> <p>補助金額は補助対象事業費が定まってはじめて確定するものであり、そのために補助事業者へ実績報告を義務付けているものである。本補助金については、前述のとおり、決算書からの項目の抽出による精査及び電話による確認を行っているとのことであり、かつ、電子データとしては記録を残しているとのことである。しかし、資料を閲覧する限り、内訳の未添付や決算報告書と補助対象事業費の関係も明確でない等のため、審査の過程や内容は不明瞭であった。</p> <p>したがって、市は、実績報告書と決算報告書の内容に不整合がないことについて、根拠となる資料を入手するとともに、実施した審査の過程や内容を文書に記載することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>申請内訳と同様、令和5年度(2023年度)補助金実績報告から申請団体に決算内訳書を作成提出させることとし、その内訳書を基に、補助対象事業費の決算について審査するように改めた。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金 【補助金交付申請時の添付書類について：結果】</p> <p>本補助金の交付申請書を閲覧したところ、交付申請時に添付を求めている書類の一つである「会則」の添付がない単位老人クラブが発見された。担当課へ質問したところ、令和2年度以前までは毎年度会則の提出を求めている。オンライン申請システムの導入に伴う取扱い変更の中で、令和3年度以降は申請者側の負担軽減の一環として、令和2年度以前に申請した団体のうち、執行課である区役所福祉課へ提出済みの会則から変更がない場合は、新たに会則の提出を求めず、会則に変更があった場合のみ提出とした。ただし、新規申請団体は提出を必須としている。執行課における提出済みの会則の保管・管理方法は各区役所で取扱いが異なり、申請団体の会則を綴ったファイルを作成・管理をしている区と、過年度のファイルに綴ったままの区があるとのことである。本補助金交付要綱に、変更の有無に応じた取扱いが明記されていない以上、会則の提出は毎年度の申請時において添付が必須なものと解釈するのが自然である。</p> <p>よって、市は、本補助金交付要綱に記載のとおり会則を入手すべきである。なお、会則の入手を求めない等、弾力的な運用が望ましいということであれば、速やかに補助金交付要綱を改正すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱に記載のとおり、全団体について、令和6年(2024年)4月1日から申請時に会則の提出を必須とする取り扱いへ改めた。</p>	<p>令和6年(2024年)4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 【実績報告書の記載不備について: 意見】 実績報告書の<支出の決算>のうち「その他」に多額の金額を記載した実績報告書の事例があった。これに関連して、「熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱」第4条(4)に規定された「その他市長が必要と認める経費」に該当するか否かに関して、市としての判断に係る記録が見られなかった。</p> <p>本補助金の趣旨は物価高騰対策にあり、緊急性の観点から円滑な交付が必要な状況にあったことは確かであり、上記の発見事例は単純な形式上の不備とも考えられる。</p> <p>しかしながら、実績報告は補助金を確定させるうえで重要な事務手続である。記載方法のチェックを含め、今後の審査体制をより一層整備していくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>該当施設の報告書においては、「その他」支出は人件費や施設整備資金等、対象経費である「水道光熱費・食材費・消耗品費」以外の全ての支出について「その他」という形で記載されている。</p> <p>ただし、別紙として「その他」の内訳がわかる計算書が添付されており、「社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金」については対象経費である水道光熱費の部分だけで支出が支援金の額を上回っているため、「その他」項目への支援金の交付はないことから問題はないと判断した。</p> <p>他施設においては「水道光熱費」「食材費」等の項目のみの収支を報告しているが、該当施設は施設としての支出・収入の合計金額を記載しているため、このような形になっている。</p> <p>なお、本支援金は入所人数に応じて定額を支給するものである。</p> <p>これまで要綱第4条(4)に規定された「その他市長が必要と認める経費」として支援金を交付した事例はないが、今後当該規定に基づいて交付を行った場合は、その判断根拠について記録を残すこととした。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金</p> <p>【補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について：結果】</p> <p>熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について第 5 条第 1 項第 7 号に規定している。この点につき、市へヒアリングを行ったところ、年に 1 回調査を行っており、補助対象事業者から消費税等に係る仕入れ控除税額の報告を受けているとのことであった。そこで、当該報告に係る資料を閲覧したところ、市が補助対象事業者から入手した報告書は、宛先が県に対するものであった。この報告書は、熊本県健康福祉補助金等交付要項第 12 条第 1 項に基づき、「熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金」に係る消費税等の仕入控除税額について「熊本県知事」をあて先として提出されたものである。</p> <p>しかし、本補助金の交付要綱第 5 条第 1 項第 7 号に規定された「市長」あての報告書については受領していない。県からの間接補助とはいえ、本補助金を交付する主体はあくまでも市であるため、市の交付要綱に従い、市長あての報告書の提出を合わせて求める必要がある。</p> <p>なお、実質的には県知事あての報告書の内容と同じであるため、県知事あての報告書を受領したことをもって市長あての報告書も受領したとみなす旨の規定を市の要綱に明記する方法も一案である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 6 年度（2024 年度）より、市長あての消費税等の仕入控除税額に関する報告書を徴取することとした。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 9 月 12 日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金</p> <p>【補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について：結果】</p> <p>熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について第 11 条第 1 項第 7 号に規定している。この点につき、市へヒアリングを行ったところ、年に 1 回調査を行っており、補助対象事業者から消費税等に係る仕入れ控除税額の報告を受けているとのことであった。そこで、当該報告に係る資料を閲覧したところ、市が補助対象事業者から入手した報告書は、宛先が県に対するものであった。</p> <p>この報告書は、熊本県健康福祉補助金等交付要項第 12 条第 1 項に基づき、「熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金」に係る消費税等の仕入控除税額について「熊本県知事」をあて先として提出されたものである。</p> <p>しかし、市は本補助金の交付要綱第 11 条第 1 項第 7 号に規定された「市長」あての報告書については受領していない。県からの間接補助とはいえ、本補助金を交付する主体はあくまでも市であるため、市の交付要綱に従い、市長あての報告書の提出を合わせて求める必要がある。</p> <p>なお、実質的には県知事あての報告書の内容と同じであるため、県知事あての報告書を受領したことをもって市長あての報告書も受領したとみなす旨の規定を市の要綱に明記する方法も一案である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 6 年度（2024 年度）より、市長あての消費税等の仕入控除税額に関する報告書を徴取することとした。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 9 月 12 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金</p> <p>【補助事業者が実施する委託業務に係る契約手続について: 結果】</p> <p>市は交付要綱において、補助事業者が補助事業を行うために締結する契約について、第11条第1項第11号に定めている。</p> <p>本補助金に係る資料を閲覧したところ、工事契約については市が行う契約手続に準拠した方法(指名競争入札)により実施されていたが、一部の委託契約については随意契約により行うなど、市が行う契約手続に準拠した方法ではない方法により契約がなされているものが複数あった。市が、補助事業者に対して、補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続に準拠するよう求めているのは、社会福祉施設等の施設整備には公費が投入されることに鑑み、一般の施設整備に比べ、一層高い透明性や公平性が必要とされるためである。</p> <p>そのため、工事契約にとどまらず、委託契約(一定金額以上の契約)についても、市が行う契約手続に準拠した方法、すなわち競争的な方法により契約を行うことが必要である。</p> <p>よって、市は、交付要綱に従い、委託契約についても市が行う契約手続に準拠して実施するよう、補助事業者に対して指導する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)事業より、交付要綱に従い、委託契約についても市が行う契約手続に準拠して実施するよう、補助事業者に対して指導することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 5月14日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金</p> <p>【補助金額の確定後に支出された経費の取扱いについて: 結果】</p> <p>本補助金について、資料を閲覧したところ、実績報告日の前に納品は完了しているものの、実績報告日後に補助対象経費に係る支払いを行っている事例が散見された。</p> <p>市によれば、納品書により購入した物品の納品が実績報告書日事前になされていることを確認しており、特段の個別の決裁等は行っていないとのことであった。補助対象事業の範囲について、補助対象経費に関する契約、納品、請求及び支払いを指すとするのであれば、支払が完了していないものは補助対象事業が完了しているとは原則としては言えない。</p> <p>また、交付要綱や募集要項等には、いつの時点までに支出された経費について補助対象として認めるのか、特段明記されていない。</p> <p>よって市は、交付要綱又は募集要項において、事業の完了のタイミングをどのように定義するのか(事業の範囲に支払まで含めるのか)を明示するとともに、実績報告書の提出段階で支払が完了していない場合の取扱い(例えば、遅くとも補助金の請求までには支払いを完了するなど)を明示する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>事業の完了のタイミングについて検討した結果、支払いの有無にかかわらず、老人福祉施設等の開設日の前日又は老人福祉施設等整備に係る施設等が竣工した日と定義するように、令和6年(2024年)6月26日付で熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱を改正した。</p>	<p>令和6年(2024年) 6月26日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金</p> <p>【実績報告書の適時の提出について：結果】</p> <p>本補助金の交付要綱によれば、実績報告書の提出期限について、第8条第2項に定められている。</p> <p>資料閲覧を行った結果、補助事業の完了日が令和5年1月27日であったものの、実績報告書の日付は令和5年2月28日となっており、交付要綱で定められた実績報告書の提出期限を超過している。市によれば、事業完了から実績報告書の提出が遅延する場合、補助事業者から理由書を入手し、遅延する理由を確認する場合もあるとのことであるが、本件については理由書の入手は行っていなかった。市は、補助事業者が交付要綱に従い実績報告書を適時に提出するよう、指導する必要がある。また、実績報告書の提出が遅延する場合には、理由書の入手を行い、理由が相当と認められるかどうか確認する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)より、実績報告書の提出が遅延する場合には、理由書の徴取を行うこととした</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策</p> <p>【補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について: 結果】</p> <p>熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)によれば、補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について第5条第1項第7号に規定している。</p> <p>この点につき、市へヒアリングを行ったところ、年に1回調査を行っており、補助対象事業者から消費税等に係る仕入れ控除税額の報告を受けているとのことであった。そこで、当該報告に係る資料を閲覧したところ、市が補助対象事業者から入手した報告書は、宛先が県に対するものであった。この報告書は、熊本県健康福祉補助金等交付要項第12条第1項に基づき、「熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金」に係る消費税等の仕入控除税額について「熊本県知事」をあて先として提出されたものである。</p> <p>しかし、本補助金の交付要綱第5条第1項第7号に規定された「市長」あての報告書については受領していない。県からの間接補助とはいえ、本補助金を交付する主体はあくまでも市であるため、市の交付要綱に従い、市長あての報告書の提出を合わせて求める必要がある。</p> <p>なお、実質的には県知事あての報告書の内容と同じであるため、県知事あての報告書を受領したことをもって市長あての報告書も受領したとみなす旨の規定を市の要綱に明記する方法も一案である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)より、市長あての消費税等の仕入控除税額に関する報告書を徴取することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月12日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護保険課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金</p> <p>【少額の交付に関する有効性及び費用対効果の検証について: 意見】</p> <p>本支援金の交付実績額が1件当たり3万円未満の比較的少額の交付先件数は666件であり、件数全体(1,307件)の約半数に相当する。本支援金の趣旨は、「コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく、安定的な福祉サービスの提供が行える」ようにすることにあるが、果たして、少額の支援金でどの程度「安定的な福祉サービスの提供」に資する補助金であったか、検討の余地がある。例え少額であったとしても、交付を受けた事業者にとっては、物価高騰に対して「役に立った」ことに異論はない。</p> <p>しかし、市が交付する支援金である以上、効果の十分性や費用対効果についても検討する必要がある。市は、交付対象事業者からアンケートを取っているため、当該アンケートも踏まえながら、本支援金が物価高騰に対して十分な効果があったのか、また、費用対効果に問題はなかったか、事後的に分析を行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助事業者に、「この事業は物価高騰による負担増に対し、支援となりましたか」と尋ねたアンケート調査結果は以下のとおりであり、約94.7%の事業者が支援になったとの回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「支援になった」81.54% 「まあ支援になった」13.13% 「どちらでもない」1.7% 「あまり支援にならなかった」2.86% 「支援にならなかった」0.77% <p>一方、一部の事業所から少額であるとの意見もあり、今後同様の事業を実施する際は、効果の十分性や費用対効果について検討を行う。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金 【補助事業の終期の設定について: 意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。市の担当者へのヒアリングによると、「コロナウイルスへの感染がいつ発生するか分からないこと、施設の特性上コロナウイルスに感染すると命への影響がある場合も想定されることから、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
補助事業の終期を要綱に明記した。	令和6年(2024年) 11月1日

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金 【補助金の交付手続について: 結果】 熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要項(以下「要綱」という。)第5条において、収支予算書(第2号様式)の提出が求められているが、収支予算書を入手していない補助対象事業者が多数あった。補助金の申し込みの際に全ての必要書類が提出されていない場合、不適切な補助金支給を惹起することとなり、問題である。 よって、市は、要綱において定められた必要書類を入手のうえ適切に補助金の交付手続きを実施すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助金の交付に必要な書類については、全て相手方より入手した。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金 【現地調査について: 意見】 市は、補助対象事業者に対して特段の理由なく現地調査を行っていない。 現地調査を行うことで、補助対象事業者の緊張感が醸成され補助金の適切な執行に寄与するとともに、補助金の不適切な執行を予防・発見することに寄与すると考えられる。 よって、市は、要綱において補助対象事業者に対する現地調査が可能なことを明記し、定期的に現地調査を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助対象事業者に対する現地調査が可能なことを要綱に明記し、定期的に現地調査を実施することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金 【補助金の重複の有無について: 意見】</p> <p>市は、介護事業所に対して補助金の重複が生じていないかどうかは確認しているが、熊本県等の同様の補助金と重複が生じているかどうかは確認していない。市は、熊本県等の同様の補助金と重複が生じていないかどうか確認していないため、仮に熊本県等で同様の補助金を支給している場合、補助対象事業者は補助金を二重に受領することが可能となり問題である。</p> <p>よって、市は、要綱において熊本県等の同様の補助金を受領している場合は補助金を支給しないこと、補助金の申込時に補助対象事業者から熊本県等から同様の補助金は受領していないことに関する宣誓書の入手等の必要性を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市と熊本県が管轄(指定)する事業所にはそれぞれ事業所番号が付与しており、本市指定の事業所以外が申請した場合、対象事業所ではないことは事業所番号より明白である。</p> <p>なお、補助事業の案内の際、県と重複しないように要綱に明記している「補助対象者は、熊本市から指定を受けて施設・事業所を運営する者」であることを周知徹底する。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金（繰越明許）</p> <p>【消費税仕入控除税額について：意見】</p> <p>市は、熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。</p> <p>よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱を改正し、第 6 条 7 項に「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 13 号により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない」との規定を盛り込んだ。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金(繰越明許)</p> <p>【自己資金の有無の確認について: 意見】</p> <p>市は、補助金の支給時に自己資金の有無を確認していない。本来、障害福祉施設等の整備は各補助対象事業者自らの資金により行うべきものである。自己資金が潤沢な補助対象事業者にまで補助金を支給することは問題があり、市民の理解を得られないおそれがある。よって、市は、補助金の支給時に自己資金の有無を確認することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金に係る事前協議の際に、建設資金の根拠資料として、「預貯金残高証明書、決算書等」を提出してもらい、自己資金を確認することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金(繰越明許)</p> <p>【事務処理の期限について: 結果】</p> <p>支出負担行為の事務処理が期限内になされていなかった。支出負担行為等の事務処理が期限内に実施されない場合、補助対象事業者が実施する事業の進捗・資金繰り等に影響を与えるおそれがあり問題である。</p> <p>よって、市は、支出負担行為等の事務処理を期限内に実施すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>対象の案件について、支出負担行為を行った。</p> <p>また、今後も期限内に支出負担行為等の事務処理を遅滞なく行う。</p>	<p>令和6年(2024年)</p> <p>9月13日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 感染症予防課

指摘事項等	
<p>高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金</p> <p>【間接補助に係る留意事項の明確化及び実績確認の実施について: 結果】</p> <p>本補助金については、補助金交付要綱は策定されておらず、実施伺に基づき補助金が交付されている。実施伺において補助事業者は、「一般社団法人熊本市タクシー協会、一般社団法人熊本県福祉タクシー協会 上記の他、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者」と定められている。</p> <p>事業の実施主体は、各タクシー事業者であるが、一般社団法人熊本市タクシー協会(以下「市タクシー協会」という。)又は一般社団法人熊本県福祉タクシー協会(以下「県福祉タクシー協会」という。)の会員である各タクシー事業者は、事業者自身が補助金交付申請等を行うのではなく、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会が補助金交付申請等を行う。その後、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会は、市から交付を受けた補助金を各タクシー事業者へ配付する制度設計になっている。すなわち、本補助金は、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会を介して各タクシー事業者に対して補助金交付が行われる間接補助の性質を有している。</p> <p>このため、市に対して、間接補助を行う場合の市タクシー協会又は県福祉タクシー協会が従うべき留意事項等、及び間接補助が適切に実施されたかの確認について質問したところ、間接補助は市タクシー協会又は県福祉タクシー協会に任せており、市が指示した留意事項は特段なく、間接補助が適切に実施されたかの実績確認までは行っていないとのことである。間接補助が実施される場合、市からは最終的に各タクシー事業者へ補助金が交付されたか把握し辛い。特に、間接補助が適切に実施されたかの実績確認を行っていないことは、不正等が生じる可能性を否定できないことから、問題が大きいと言わざるを得ない。</p> <p>よって、市は、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会が補助金を各タクシー事業者へ配付する際に従うべき留意事項等について明確に定めるとともに、間接補助が適切に実施されたかの実績確認を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>各タクシー事業者への振り込みデータの確認を行った。今後、新興感染症が発生し、今回同様、移動支援事業を実施することとなった場合、指摘のとおり、間接補助が適切に実施されたか現地調査などで実績確認を行うこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 感染症予防課

指摘事項等	
<p>高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金 【暴力団排除に係る施策の実施について: 意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。この条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、本補助金には補助金交付要綱が策定されておらず、補助金交付の基礎となる実施伺においても暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。なお、市によれば、暴力団排除に係る確認については、原則として市タクシー協会又は県福祉タクシー協会を介したものであるため、特段実施していないとのことである。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。具体的には、実施伺において暴力団排除条項に係る規定を定めるとともに、当該規程に基づき、暴力団排除に係る確認を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)末をもって事業が廃止しているため、次の新興感染症が発生し、今回同様、移動支援事業を実施することとなった場合、意見のとおり、暴力団排除に係る確認を現地調査などで行うこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 感染症予防課

指摘事項等	
<p>高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金 【概算払の必要性について：結果】 熊本市補助金等交付規則には、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。 本補助金では概算払により補助金が交付されているが、概算払に関する決裁文書を閲覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。本補助金は、高齢者向けに新型コロナウイルスワクチン接種を促すための補助金でありタクシー事業者に負担を強いることから、概算払の必要性は理解できる。 しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。 よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)末をもって事業が廃止しているため、次の新興感染症が発生し、今回同様、移動支援事業を実施することとなった場合、指摘のとおり、概算払を行うにあたっては、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載こととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 感染症予防課

指摘事項等	
<p>高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金</p> <p>【実績確認の強化について：意見】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書、使用済タクシーチケットの半券等の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書等の具体的な確認方法について質問したところ、実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、領収書、賃金台帳等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。</p> <p>また、本補助金の実績報告に添付されているタクシーチケットの半券を確認したところ、使用者の署名が未記載のものが散見された。支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。なお、本補助金では、タクシーチケットへの使用者の署名が交付要件となっているが、署名が無いものが散見され、結果として、交付要件を満たしていないものがあると考えられる。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。また、タクシーチケットへの使用者の署名については、原則は署名を求めるとしつつも、使用者が高齢者であることを踏まえると、タクシー事業者側で加筆することも考えられることから、交付要件の緩和も考慮することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)末をもって事業が廃止しているため、次の新興感染症が発生し、今回同様、移動支援事業を実施することとなった場合、指摘のとおり、タクシーチケットの署名等の支出要件については、関係者へヒアリング等を行い、事業を実施することとする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 感染症予防課

指摘事項等	
<p>高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金 【補助金交付要綱の設置の検討について：意見】 本補助金については、補助金交付要綱は策定されておらず実施伺に基づき補助金が交付されている。しかし、間接補助に係る留意事項は明確化されておらず、実績確認の実施についても適切に実施されていなかった。また、暴力団排除に関する事項についても特段の対応がなされていない。さらに、概算払の実施についても明文化はされていない。 上記を踏まえると、他の補助金と同様に、本補助金においても補助金交付要綱を策定し、細かな要件等を明示することが補助金交付に係る実効性を高めるとともに、透明性を図ることができると考えられる。 よって、市においては、本補助金について各種の要件等を詳細に定めた補助金交付要綱の作成を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)末をもって事業が廃止しているため、次の新興感染症が発生し、今回同様、移動支援事業を実施することとなった場合、指摘のとおり、各種の要件等を詳細に定めた補助金交付要綱を作成することとする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 感染症予防課

指摘事項等	
<p>高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金 【アンケート調査の実施の検討について：意見】</p> <p>市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「全ての接種希望者が利用するものでなく、接種を希望する高齢者の一部の方の移動経費を支援するため把握が困難」であることを理由として、成果指標を設定していない。</p> <p>この点、趣意は理解できるが、本補助金に係る成果を把握することは重要であると考えられる。このため、市へ、本補助金について利用者やタクシー事業者に対して補助金実施に係るアンケート調査を実施したか質問したところ、特段実施していないとのことである。本補助金は、新型コロナウイルス感染症に関連して高齢者福祉の観点から令和3年度から実施されたものである。補助金交付に係る有効性や効率性を把握する観点から利用者やタクシー事業者に対して満足度や課題等についてアンケート調査を実施することは、今後の補助金事業に資するものであると考えられる。</p> <p>よって、市は、上記の観点を踏まえ、利用者やタクシー事業者に対してアンケート調査の実施を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)末をもって事業が廃止しているため、次の新興感染症が発生し、今回同様、移動支援事業を実施することとなった場合、指摘のとおり、利用者やタクシー事業者に対して満足度や課題等についてアンケート調査を実施することとする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども支援課

指摘事項等	
<p>分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金 【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】 市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。 この条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。しかし、熊本市分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。 市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。また、本補助金については、助成申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年(2023年)9月末をもって事業が廃止しているため、次の新興感染症が発生し、今回同様の事業を実施することとなった場合、指摘のとおり、各種の要件等を詳細に定めた補助金交付要綱を作成することとする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金 【消費税の仕入税額控除に係る確認について：結果】 本補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 7 号において、消費税の仕入税額控除に係る記載がある。このため、市へ、令和 4 年 6 月及び令和 5 年 6 月までに提出された消費税に係る仕入控除税額報告書の写しを提出依頼したところ、市から提出はなかった。 消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。 本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。 よって、市は、本補助金交付要綱に記載のとおり、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>報告期限である令和 6 年（2024 年）6 月 30 日までに、当該補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受け、消費税の課税事業者ではなく、仕入控除税額控除が生じ得ないことを確認済である。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 6 月 30 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>幼稚園型一時預かり事業</p> <p>【利用状況報告について: 結果】</p> <p>本補助金交付要綱第11条において、補助対象事業者である幼稚園等に対して、一時預り事業の利用状況の報告を義務付けている。</p> <p>この点、毎月の報告状況を確認したところ、本補助金交付要綱に基づく運用とはなっておらず、実績報告時に一括して審査しているとのことであった。また、実態に合わせて本補助金交付要綱を改正する方向で、課内で検討中とのことであった。国からの要請もあり、施設側の負担を軽減する趣旨で現状の運用となっているとのことであるが、現在の運用は、本補助金交付要綱の規定に抵触している。</p> <p>よって、市は、原則として本補助金交付要綱の規定のとおり、毎月の報告を求めるべきである。なお、実態に合わせて改正を検討中とのことであるが、現状が本補助金交付要綱の規定に抵触している以上、速やかに改正すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>実態に合わせて補助金要綱を改正済みである。(令和6年〔2024年〕6月25日決裁、令和6年〔2024年〕4月1日適用)</p>	<p>令和6年(2024年)6月25日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金(令和3年からの繰越分) 【処分制限財産の規定における金額基準について: 意見】</p> <p>「熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金交付要綱」(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、交付の条件として処分制限財産の規定が設けられている。</p> <p>この点、実績報告書を閲覧したところ、オゾン水生成機330,000円や哺乳瓶殺菌庫233,000円など、上記に規定された「取得財産等」に該当しうる備品購入費が補助対象経費となっていた。しかし、本補助金交付要綱では金額基準が明確に規定されていないため、処分制限の及ぶ財産に該当するか明らかではない。</p> <p>補助事業者は、上記の規程を踏まえると本補助金にて購入した財産を管理する必要があるが、その範囲を定める客観的な基準がなければ、本補助金交付要綱の遵守状況を安定的に自己チェックすることは難しい。また、市として処分制限財産の管理状況を確認するにあたっては、対象を絞り込まなければ実効性を担保できない。</p> <p>したがって、市は、本補助金交付要綱に金額基準を設けることにより客観的な範囲を明記することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和4年度(2022年度)に終了したが、今後、「取得財産等」に該当しうる備品購入費を対象とする場合は、補助金交付要綱に、処分制限の及ぶ財産に該当する金額基準を明記することとする。</p> <p>なお、令和5年度(2023年度)実施の熊本市新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金()においては、消耗品のみを対象とし、「取得財産等」に該当しうる備品購入費を対象外とした。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受け、熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金から補助金の名称・交付対象等が一部変更になったもの。</p>	<p>令和6年(2024年) 2月13日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等

熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金(令和3年からの繰越分)

【慎重な検討を要する補助対象経費の審査について：結果】

本補助金交付要綱によれば、別表参照により補助対象事業及び補助対象経費が規定されている。

この点、実績報告書を閲覧したところ、次のような事例が補助対象経費として認められていた。

職業紹介料 903,320 円(別表(1)に該当)

パソコン代 168,850 円(別表(4)に該当)

まず、職業紹介料については、補助対象経費(1)が「手当」や「賃金」と規定しているものの、職業紹介料自体は明示されておらず、補助対象経費となるか不明瞭である。

また、パソコン代については、感染拡大防止の観点からリモートワークが推奨される中での経費とも考えられるが、その汎用性から通常業務にも利用できる備品であり、感染拡大防止と直接紐づくとは必ずしも言えない。よって、同様に補助対象経費となるか不明瞭である。

これらの点について担当課へ質問を実施したところ、申請事業者から事前に質問を受けるなかで、経費の内容について聴き取りし、補助対象か否かを判断のうえ回答したとのことであった。ただし、その判断に係る記録や証跡は実績報告書等において文書化されていない。新型コロナウイルスの感染拡大防止という、緊急を要する事態であることに鑑みれば、各施設の多様なニーズに対して柔軟に対応することは適切ともいえる。しかし、上記の事例は少なくとも本補助金交付要綱に照らして補助対象経費と認められるか不明瞭であり、慎重な判断を要する経費と考えられる。

よって、市は、本補助金交付要綱において補助対象経費とし認めることに判断を要する場合は、課内での協議メモや判断根拠を文書として残し、事務処理の客観性を担保すべきである。

措置内容	措置日
<p>本補助金は令和4年度（2022年度）に終了したが、今後、補助対象経費とし認めることに判断を要する場合は、課内での協議メモや判断根拠を文書として残し、事務処理の客観性を担保することとする。</p> <p>なお、令和5年度（2023年度）実施の熊本市新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金（ ）において、補助対象事業に該当するかを判断する具体的な判断基準を作成し、課内での決裁を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受け、熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金から補助金の名称・交付対象等が一部変更になったもの。</p>	<p>令和6年（2024年） 2月13日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金（延長保育事業・一時預かり事業（令和 3 年度からの繰越分））</p> <p>【処分制限財産の規定における金額基準について：意見】</p> <p>「熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金交付要綱」（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、交付の条件として処分制限財産の規定が設けられている。</p> <p>この点、実績報告書を閲覧したところ、空気清浄機 132,000 円など、上記に規定された「取得財産等」に該当しうる備品購入費が補助対象経費となっていた。しかし、本補助金交付要綱では金額基準が明確に規定されていないため、処分制限の及ぶ財産に該当するかが明らかではない。</p> <p>補助事業者は、上記の規程を踏まえると本補助金にて購入した財産を管理する必要があるが、その範囲を定める客観的な基準がなければ、本補助金交付要綱の遵守状況を安定的に自己チェックすることは難しい。また、市として処分制限財産の管理状況を確認するにあたっては、対象を絞り込まなければ実効性を担保できない。</p> <p>したがって、市は、本補助金交付要綱に金額基準を設けることにより客観的な範囲を明記することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和 4 年度（2022 年度）に終了したが、今後「取得財産等」に該当しうる備品購入費を対象とする場合は、補助金交付要綱に、処分制限の及ぶ財産に該当する金額基準を明記することとする。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>保育士等処遇改善事業</p> <p>【本補助金に係る交付要綱の制定の必要性について: 結果】</p> <p>保育士等処遇改善事業(以下「本補助金」という。)については、交付要綱を策定しておらず、市長決裁によって実施されている。また、補助金交付に係る具体的なルールについては、国で定めた「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)に基づいている。</p> <p>しかし、以下の事項については、国実施要綱では定められておらず、また市長決裁にもなく、方針が不明確である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算交付を認めているか否か ・実績報告等の提出スケジュール ・交付額よりも賃金改善実績額の方が少額だった場合に、返還ではなく、補助対象期間後の給与等に充当することの可否 <p>特に、交付額よりも賃金改善実績額の方が少額だった場合において、国実施要綱では原則として返還を求めることとしているのに対し、市は補助対象事業者に対して返還を求めることなく、補助対象期間後の給与等に充当することを許容している。</p> <p>すなわち、「返還をさせずに補助対象期間満了後の給与等に充当する」という取扱いについては、国実施要綱には記載のない取扱いであるにも関わらず、市長決裁にも記載はなく、その根拠が不明確である。</p> <p>補助金の交付にあたっては、交付の都度、市長決裁を受ければ、市の交付要綱を定める必要は必ずしもない。しかし、前述のとおり、市長決裁において定められなかった事項について、国実施要綱においてもなお詳細の定めがない場合、拠るべき根拠が不明瞭となり、適切な補助金の執行が困難となる。</p> <p>よって、市は、国実施要綱に定めがない事項については、市長決裁により明確にするか、市の交付要綱を作成し根拠を明確にする必要があった。</p>	
措置内容	措置日
<p>保育士等処遇改善事業は令和4年度(2022年度)に終了し、現在は給付費の処遇改善加算へ移行している。</p> <p>当時、一回のみの補助であったため、要綱を定めず市長決裁により事業を行っており、根拠が不明瞭な部分があった。今後、国実施要綱に定めがない事項については、市長決裁により明確にするか、市の交付要綱を作成し根拠を明確にするよう努める。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(保育所等)</p> <p>【少額の交付に関する有効性及び費用対効果の検証について: 意見】</p> <p>本支援金の交付実績額が1件当たり3万円未満の比較的少額の交付先件数は56件であり、件数全体(311件)の約18%に相当する。</p> <p>本支援金の趣旨は、「コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく、安定的な福祉サービスの提供が行える」ようにすることにあるが、果たして、少額の支援金でどの程度「安定的な福祉サービスの提供」に資する補助金であったか、検討の余地がある。例え少額であったとしても、交付を受けた事業者にとっては、物価高騰に対して「役に立った」ことに異論はない。また、緊急的な意味合いや認可外保育施設も含めた網羅的な支援という意味では、金額の多寡により交付の要否を決めるべきではない。しかし、市が交付する支援金である以上、効果の十分性及び費用対効果についても検討する必要がある。</p> <p>市は、必要に応じて補助対象事業者にアンケートをとり、本支援金が物価高騰に対して十分な効果があったのか、また、費用対効果に問題はなかったか、事後的に分析を行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>課内で事後的に効果の分析を行い、次の理由により十分効果があったと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金の交付条件に、「利用者負担額を値上げしていないこと」とあるため、少額でも交付を受けたところは、本補助金により利用者負担額の値上げを行わずに運営ができています。 ・交付金額が3万円以下の施設のうちの58%(33件)の施設において、交付金額が令和4年度(2022年度)に支払いを行った光熱水費の5%以上に相当し、運営費のうち比較的大きい部分を占める。 	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金</p> <p>【実績確認の強化について: 意見】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、額の確定を行っている。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、人件費(職員の給料、賃金、諸手当、法定福利費)については出勤簿や賃金台帳などの原始証憑の確認までは行っていないとのことであった。なお、出勤簿や賃金台帳などについては、市は事業者に提出を求めているが、事業者が任意で提出をしている場合もある。また、市は、人件費に係る実績報告については、該当する職員の受領印(または署名)を求めている。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。また、市は、人件費に係る実績報告については、該当する職員の受領印(または署名)を求めているが、事業者が負担する法定福利費については事業者しか把握できないため、資料の確認をすべきである。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)の実績報告からは、人件費に法定福利費を計上してきた事業者には、ヒアリングの実施又は資料の提出を求めることとした。(ただし、事務負担軽減のため、法定福利費以外の人件費の合計がすでに補助上限額を超過している事業者には確認しない)</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金 【自己資金の活用について: 意見】 市の実施した審査資料を閲覧したところ、事業費 19,360,000 円に対し、十分な自己資金を保有していることが確認されている。 熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において、自己資金を保有しているか否かは補助金交付の要件となっていない。自己資金を十分に保有している事業者は補助金がなくとも施設整備が可能であり、税金を財源とする補助金の必要性に関して疑念が生じる。また、本来、各事業者は利用者の利便に資するよう各自の自己資金により施設を整備することが求められている。 よって、市は、補助金交付の要件に自己資金を十分に保有している場合は除く等の要件を追加することの是非を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>現時点で令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)まで本補助金の活用予定は無いが、次に補助活用を希望する事業所があれば、自己資金を保有しているか否かを含めて実施の審査を行う。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金 【処分制限財産について: 意見】 熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象経費に設備整備費・備品購入費等が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。 本補助金は、児童養護施設等の入所児童等に対する適切な処遇の確保と新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは税金を財源とする補助金から特定の補助金受領者のみが経済的利益を享受することとなり公益性の観点から問題である。 よって、市は、処分制限財産に関して処分制限の対象となる経費・処分制限期間等を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和5年度(2023年度)をもって廃止しているため、今後当課で設備整備費・備品購入費等を補助対象経費とする補助事業を開始する際には、処分制限財産に係る規定を要綱に定める。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金 【消費税仕入控除税額について: 意見】 市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。 よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和5年度(2023年度)をもって廃止しているため、今後当課で補助事業を開始する際には、消費税仕入控除額の報告に係る規定を要綱に定める。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金 【補助事業の終期の設定について: 意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。市の担当者へのヒアリングによると、「コロナウイルス感染拡大防止を目的としているため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。</p> <p>しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和5年度(2023年度)をもって廃止しているため、今後の補助事業については、財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って終期を設定する。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金 【成果指標の設定について: 意見】 市は、補助金の成果指標を設定してない。市の担当者へのヒアリングによると、「施設によって必要な感染防止対策が異なり、一律の成果指標の設定になじまないため、成果目標は設定していない」とのことである。 しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。 よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和5年度(2023年度)をもって廃止しているため、今後の補助事業については、財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って成果指標を設定する。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 水保全課

指摘事項等	
<p>熊本市水田湛水等助成金</p> <p>【湛水を行う農家の減少について：意見】</p> <p>直近 3 年間で交付先数が減少傾向にある。それに伴い、成果指標である水田湛水による人工かん養量についても、直近 3 年間で減少傾向となっている。交付先数及び水田湛水による人工かん養量が年々減少しているのは、そもそも農家数の減少や、土地の開発による農地の減少によるものである。</p> <p>一方、水道水の 100%を地下水で賄っている市としては、将来における水資源の確保のために、本事業の拡大・推進は非常に重要である。</p> <p>よって市は、助成金の単価の見直しも含め、水田の湛水に参加する農家を増加させていく取組を速やかに検討、実施していくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市水田湛水等助成金の単価について、令和 6 年(2024 年) 3 月 28 日に要綱を改正し、助成金単価の見直しを行った。</p>	<p>令和 6 年(2024 年) 3 月 28 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>熊本市市民リサイクル活動助成金</p> <p>【実績報告等のチェックに係る記録について: 意見】</p> <p>市は、市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書について一次チェック及び二次チェックを実施し、チェック日及び担当者名を記載することとしているが、一次チェックの記載が無いもの、二次チェックの記載が無いもの、一次及び二次チェックの両方について記載が無いものが散見された。この点につき市に確認したところ、回答は以下のとおりであった。</p> <p>「チェックを2度実施することは必須と規定しておらず、より正確に審査を行うために実施しているものであり、また、実績報告書の審査記録欄も要綱で定めているものではなく便宜上、追記して活用しているものである。別途管理しているエクセルデータには一次、二次審査記録があり、実績報告書とエクセルデータの読み合わせ作業を実施している。実績報告書のチェック履歴の管理方法は実績報告書への記載やデータ管理等、様々な手法が考えられる。</p> <p>今回の実績報告書は、審査したチェック筆跡はあるものの、実績報告書の審査記録欄に一次チェックの記載が無いもの、二次チェックの記載が無いもの、一次及び二次チェックの両方について記載が無いものが散見されたが、適切なチェックを行った上で正確な助成金交付を行っている。」</p> <p>市回答にあるように、チェックの実施結果については別途エクセルデータにより管理しているとのことであるが、「市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書」における審査記録欄に記載がない場合、外部の目線で客観的に資料を見ると、チェックを行っていないように誤認してしまう恐れがある。</p> <p>よって、市は、市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書における審査記録欄への記載を網羅的に行うか、実績報告書の審査記録欄への記載は行わずにエクセルデータにより一元管理することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度(2024年度)から、実績報告書の審査記録欄を削除し、エクセルデータによる一元管理を行うこととした。</p>	<p>令和6年(2024年) 11月27日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 浄化対策課

指摘事項等	
<p>合併処理浄化槽設置補助金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると思う。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱改正を行い、補助対象者の要件に「熊本市暴力団排除条例の規定に該当しない」ことを規定した。</p> <p>また、申請書様式に当該規定を誓約する欄を追加した。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 3 月 5 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

経済観光局 経済政策課

指摘事項等

熊本市 EC 展開支援事業補助金

【事後検証の検討について：意見】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「実績報告書において、成果（売上額、受注件数）欄を設けてあるが、成果検証期間や金額等の設定は成果指標に馴染まない」ことを理由として、成果指標を設定していない。この点、趣意は理解できるが、本補助金に係る成果を把握することは重要であると考えられる。

このため、市に対して、事後検証として成果を把握するために、補助事業者に対してアンケート調査やヒアリング等を実施しているか質問したところ、検討している段階であり、現時点では未実施とのことである。

本補助金の交付目的は、中小企業者の EC 市場への参入及び販路拡大、物産の振興、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市経済の活性化等であり、複数の目的が盛り込まれた補助事業であることが分かる。このような制度設計を踏まえると、補助金の交付目的がどの程度達成されたか把握するとともに、本補助金の問題点を把握することは、本補助金の有効性を図る上で重要である。

よって、市は、交付された補助金について、次のような観点から、補助事業者に対してヒアリングやアンケート調査等の実施を通じて事後的に検証を行うことが望ましい。なお、検証結果は今後の EC 市場に関する事業の制度設計に活かすことが望ましい。

- ・全件を検証することは難しいと考えられることから、サンプルベースの検証を検討する。
- ・補助金の交付目的がどの程度達成されたか、交付目的ごとに検証する。
- ・本補助金の問題点はどのようなものがあったか把握するとともに、なぜ問題が生じたのかを検証する。

措置内容	措置日
<p>補助事業者に対し、アンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4～R5の補助事業者総数55社に調査実施、約半数の27社から回答を得た。 ・主な調査項目として、EC売上額・件数、満足度とその理由、ECをより発展させるために必要なこと・知りたい内容とした。 <p>アンケート調査の結果を踏まえ、成果検証を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ について、平均は約5,000千円(800件)となり、補助金上限額500千円と比較すると、販路拡大効果があったため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市経済の活性化についても、一定の効果があったものと言える。 ・ について、すべての回答者が大変満足・やや満足としており、理由として販路拡大に繋がった・ECサイトの認知度が上がったという声が多かったため、補助事業者にとっての本補助金の問題点は特段なかったと言える。 ・ でいただいた意見を踏まえ、R6のECセミナー事業では、事業者におけるECの習熟度別に「EC作成プログラム」「EC運営セミナー」を実施する等、本アンケートを制度設計に活用している。 	<p>令和6年(2024年) 4月21日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>地域商業機能複合化推進事業費補助金</p> <p>【収益納付に関する具体的な基準について: 意見】</p> <p>地域商業機能複合化推進事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、収益納付が規定されている。</p> <p>この点、担当課へ質問したところ、今後の効果報告を受けて検討していくとのことであるが、現状は、収益納付を求める状況や基準などが具体的かつ客観的に定まっていないとのことである。</p> <p>本条文には、「相当の収益が生じた」あるいは「納付させることができる」等の抽象的な表現が使われており、収益納付がどのような条件で求められるかが不明瞭である。補助対象事業者にとっては、納付の可能性という今後の事業運営に影響する事態が漠然としており、不安定な状況にあると考えられる。</p> <p>よって、市は、収益納付を求める具体的な状況や基準を明確に定めた上で、補助対象事業者と共有することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>収益納付の基準に関して、国の「事業再構築補助金」の算定方法を参考に、「補助事業に要した経費(自己負担額)」から補助金確定額を含んだ「事業に係る累計収益額」を差し引いた金額がプラスに転じた時点で、市はプラスに相当する金額を補助金確定額の範囲内で納付させることとした。</p> <p>また、このことを補助事業者と共有するとともに、毎年度の収支決算報告により、収益納付の必要性を確認することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 10月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>新型コロナ伴走支援型利子補給補助金</p> <p>【交付申請の受付期限に関する疎明記録について: 意見】</p> <p>熊本市新型コロナ伴走支援型利子補給補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)に規定されているとおり、本補助金の交付申請期限は2月末日までであり、令和4年度については令和5年2月28日が受付期限(消印有効)とされている。令和5年3月以降の受付分に関して、期限内の消印が付された封筒が保管されておらず、外部委託者により作成された「令和4年度熊本市利子補給申請受付チェックシート」でも消印有効のチェック項目は無かった。</p> <p>令和4年度の本補助金に関して、申請期限超過に伴う不交付決定が3件あり、これについては消印付きの封筒が保管されていたが、上述のような期限に間に合った分に関して、記録の保存が不十分であった。</p> <p>よって、市は、事務処理の客観性を万全とするためにも、上記のチェックシートへ項目を追加する、あるいは消印付きの封筒を保管するなどして、期限日後に受け付けた交付申請書の正当性を担保することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)より、3月以降の受付分に関しては、チェックシート及びシステムに消印日を記載するとともに、消印付封筒を保管するよう運用を改めた。</p>	<p>令和5年(2023年) 11月14日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業補助金</p> <p>【プレミアム商品券の実在性について: 意見】</p> <p>本補助金は、各商店街の取りまとめ団体にて商品券を発行することが前提となっている。しかし、市は、交付申請から実績報告までの間に、商品券現物の実在性を確認するような書類の提出までは求めておらず、各団体の任意となっている。</p> <p>商品券のプレミアム部分への補助が本補助金の1つの柱だが、これは実際にプレミアム商品券が作成・発券されたことが大前提となる。商品券自体は、換金性が高いにも関わらず無形性が強く、現物総数の存在を何らかの手段で確認することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)で事業終了(次回未定)。</p> <p>今後、同様の手法にて実施する場合には、納品時に現物の記録写真を撮影して提出させる、もしくは市職員が納品現物の確認に行くことで、作成された商品券現物の存在を確認する。</p>	<p>令和6年(2024年)</p> <p>4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業補助金 【プレミアム商品券の販売先の正当性について: 意見】 市は補助事業者へ、実績報告時に商品券の利用枚数やその換金(利用店舗への支払い)に関する証憑は求めているものの、商品券の販売記録までは求めていない。 例えば、利用可能店舗自らがプレミアム商品券を購入し、それを自身で換金するような可能性を想定すると、本補助金の趣旨である物価高騰下での消費喚起が形骸化する。 そのため、販売記録に関する帳簿類を徴求し、相手方が商店街内の個店ではないことを確認することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)で事業終了(次回未定)。 今後、同様の手法にて実施する場合には、販売時に事前のインターネット等の申込受付及び抽選実施を必須とし、実績報告時には購入者一覧データを提出させることで、相手方を確認する。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>熊本県観光連盟負担金</p> <p>【負担金額の根拠について：意見】</p> <p>市は、市の観光振興の発展に寄与することを目的として、県内における観光事業の振興を図り、併せて魅力ある観光地づくりと、国内及び国外からの観光客誘致のための広域的・積極的な誘致活動を総合的に推進する団体（公益社団法人熊本県観光連盟。以下「熊本県観光連盟」という。）の会費を負担している。市は、熊本県観光連盟からの請求に基づき負担金を支出しているが、平成 17 年度以降、現在に至るまで、毎年度 10,000,000 円を負担している。負担金の額は、熊本県観光連盟が定めた「公益社団法人熊本県観光連盟の入会、退会及び会費に関する規定」に基づき算定される。</p> <p>当該規定に基づき算定された額は、令和 4 年度については 7,824,563 円であるが、熊本県観光連盟からの要望により 10,000,000 円を負担している。当該規定に基づき算出された金額以上の負担金を支出する理由について、市に質問したところ、以下の回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「・県内の宿泊者数における本市の割合は約 37%を占めていること。 ・県や県観光連盟との連携事業が多々あること。 ・県観光連盟はしろめぐりん（交通企画課所管）に対して、毎年 5,000,000 円の補助金を交付していること（熊本城周遊バス事業支援要項参照）」 <p>市が、観光振興の発展に寄与することを目的として、熊本県観光連盟との連携強化を行うことには何ら異論はない。しかし、市が負担する負担金の根拠となる「公益社団法人熊本県観光連盟の入会、退会及び会費に関する規定」で算出された金額以上の負担金を支出することについては、前述の理由をもってしても根拠が乏しいと言わざるを得ない。</p> <p>市は、熊本県観光連盟への負担金額について必要性があると認める場合は、負担金額の算出方法の根拠を明確化するため、当該規定の改定を含めて、熊本県観光連盟と協議を行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本県観光連盟に対し、「公益社団法人熊本県観光連盟の入会、退会及び会費に関する規定」で算出された金額どおりでの会費負担を要望し、令和 7 年度（2025 年度）から規定に基づく算出額での会費を負担する。</p> <p>改善時期：令和 7 年度（2025 年度）会費から</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 8 月 6 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>熊本市スポーツ協会運営事業補助金</p> <p>【補助金交付要綱の設置及び補助金交付要綱に明示すべき事項について: 結果】</p> <p>本補助金は、熊本市スポーツ協会の運営自体に対して交付される運営費補助金である。市は、本補助金について補助金交付要綱を設置しておらず、熊本市補助金等交付規則及び補助金交付時に作成する決裁文書に基づき、補助金を交付している。</p> <p>また、本補助金の補助対象経費については、決裁文書等に明確な記載が無く、熊本市スポーツ協会の運営に係る経費全般に対して補助金が交付されている。さらに、令和4年度の補助金交付額は29,442千円であるが、補助金額の具体的な算定方法は決裁文書等に記載されておらず、市の予算額がそのまま交付されている。市に対して、補助金交付要綱が未設置である理由、補助対象経費の具体的な内容及び補助金額が具体的に積算されていない理由について質問したところ、いずれも不明とのことであった。</p> <p>上記のとおり、本補助金は補助金交付要綱が未設置であり、補助対象経費の内容や補助金額の算定方法の明示もない。結果として、運営費補助金であることは分かるものの、具体的な補助金内容は把握できないことは問題である。</p> <p>よって、市は、まず、本補助金に係る交付要綱を設置すべきである。そして、補助金交付要綱において、運営費補助金であることを明示するとともに、補助対象経費の内容、補助金額の具体的な算定方法等の細かな要件を明示すべきである。これにより、補助金交付に係る妥当性を担保し、実効性を高めるとともに、透明性を図ることができると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>「熊本市スポーツ協会運営事業補助金交付要綱」を令和6年(2024年)3月29日に制定し、補助対象経費など交付要件等について明示を行った。</p>	<p>令和6年(2024年)3月29日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>熊本市スポーツ協会運営事業補助金 【概算払の必要性について: 結果】 熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金における概算払に関する決裁文書を読覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。 本補助金は団体の運営に対する運営費補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。 よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助金の概算払申請時に、当該団体の運営状況等をヒアリングし、決裁文書に概算払を行うべき理由を記載した。</p>	<p>令和6年(2024年) 5月21日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>熊本市スポーツ協会運営事業補助金</p> <p>【スポーツ協会における運営基金に対する補助対象経費の整理について：意見】</p> <p>本補助金を受給したスポーツ協会の令和 4 年度歳入歳出決算の概要について、令和 4 年度は 2,438 千円(38,150-35,712)の繰越金が次年度に繰り越されている。</p> <p>支出項目には運営基金 2,500 千円が記載されている。このため、運営基金として積み立てられている残高を調査したところ、令和 4 年度末で 9,188 千円が積み立てられていた。</p> <p>市に対して、運営基金を積み立てている目的を質問したところ、スポーツ協会が定めた積立金管理規程において「スポーツ協会業務の円滑な執行を諮るために基金を設置し、運営」する旨が規定されており、具体的な使用内容はスポーツ協会が判断することになるが、事務局職員に係る退職金の積み立て等が想定されているとのことであった。</p> <p>「補助金交付要綱の設置及び補助金交付要綱に明示すべき事項について」に記載のとおり、本補助金では補助対象経費が明確になっておらず、運営基金の積立額にも補助金が充てられている可能性を否定できない。積立金管理規程によれば「スポーツ協会業務の円滑な執行を諮るため」の運営基金となっており、スポーツ協会の裁量で多様な使用が可能であることから、補助対象経費に運営基金の積立額を含むことは問題があると考えられる。</p> <p>よって、市は、原則として、スポーツ協会における運営基金の積立額については補助対象経費に含めないことを明確化することが望ましい。なお、運営基金の積立額について補助対象経費に含める場合には、積立金管理規程の目的の文言を本補助金の交付目的と整合させる等、補助金の交付目的と運営基金の目的に齟齬が生じないように、スポーツ協会に対して指導することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>運営基金への積立金を補助対象外とし、「熊本市スポーツ協会運営事業補助金交付要綱」を令和 6 年（2024 年）3 月 29 日に制定し、補助対象経費など交付要件等について明確化を図った。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～ テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

総務局 総務課
経済観光局 イベント推進課課

指摘事項等

令和 4 年度熊本城マラソン実行委員会負担金

【市が事務局を行う任意団体における課税関係の確認について：意見】

本負担金は、市民スポーツの振興と集客による賑わい創出を図るため、熊本城マラソンを開催する熊本城マラソン実行委員会に負担金を支出するものである。

令和 4 年度における熊本城マラソン実行委員会の歳入歳出決算額のうち、協賛金については、広告料収入に該当する可能性があるため、法人税及び消費税に係る課税関係が発生する可能性がある。また、事務局費として事務局嘱託職員報酬等が支出されているため、源泉所得税が発生する。そこで、各税目に係る課税関係について、市の見解を質問したところ、次のような回答を得た。

○消費税

インボイス制度に関連して、令和 5 年 5 月から税務署と協議を行っている。税務署との協議の結果、広報展開を行っており対価性が認められることから課税対象となることが分かった。市は税務署からの回答を受け、税理士と協議を行い、消費税申告手続きの準備を進めている。

○法人税

法人税の課税関係についても、消費税と同様、令和 5 年 5 月から税務署と協議を進めている。令和 5 年 12 月下旬に税務署から連絡があり、法人税法上の収益事業 34 業種に該当し、法人税申告が必要となる可能性があることから、現在、税理士と申告の必要性や手続き等について協議を進めている。

○源泉所得税

源泉所得税については毎月納付している。

任意団体であったとしても、状況に応じて申告及び納税の義務が発生する場合がある。任意団体である熊本城マラソン実行委員会に関しても、消費税及び法人税に関して、税務署や税理士等の専門家と十分に協議をしながら、適切に対処していくことが望ましい。

なお、市が事務局を行う実行委員会等の任意団体については、課税関係に問題がないか、今一度、全庁的に検討することが望ましい。

措置内容	措置日
<p>消費税・法人税の申告について、西税務署及び公認会計士との相談・協議の結果、措置内容については以下のとおり。</p> <p>消費税について 課税売上が年間1,000万円を超えるため、申告が必要。 【措置内容】 過年度分については、未申告分の申告及び納税を完了した。今後は、毎会計年度終了後速やかに収支の整理・申告を行う。</p> <p>法人税について 法人税法上の収益事業34業種に該当するため、原則申告が必要。 【措置内容】 過年度分については、公認会計士と協議を行った結果、発生した剰余金を前受金と整理することができるため、申告不要とした。ただし、令和7年度（2025年度）以降については、税務署からの助言を受け、あらかじめ税務署に実費弁償方式（ ）の申請を行うことで申告不要とする。</p> <p>実費弁償方式：一定の業務を有償で受託した場合に、その受託報酬額（受託料）をその業務を遂行するために要した費用（実費）を超えない額で精算する取引方式。</p> <p>全庁的な取扱いについて 本市が事務局を行う任意団体の課税状況について、全庁調査を実施した。調査の結果に基づき、必要に応じて所管部署が適切に対処していくこととした。</p>	<p>令和6年（2024年） 10月18日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。しかし、実施要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 6 年（2024 年）2 月 26 日付け要綱改正により暴力団排除条項設置済。熊本市夢と活力ある農業推進事業公募要領様式第 1 号に、同条項に係る誓約書兼同意書を設置済。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 2 月 26 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業振興課

指摘事項等	
<p>農地利用効率化等支援交付金</p> <p>【概算払の理由の明確化について: 意見】</p> <p>補助事業者は、「事業の円滑な推進を図る」ことを理由として、令和5年3月10日付で補助金等概算交付申請書を市に提出した。市は当該申請書を受け、課内で決裁を行い、令和5年3月13日付で補助事業者に対して補助金等概算交付通知書を発出するとともに、同日付で支出命令を行っている(振込日は令和5年3月20日)。年度末に近いタイミングでの概算交付申請であったものの、理由には「事業の円滑な推進を図る」との記載しかなかったため、市にさらなる理由を質問したところ、以下の回答を得た。</p> <p>「当事業については熊本県を経由する国庫補助事業であり、熊本県からの交付確定通知は翌年度に発出されます。事業上、助成対象者への支払いおよび助成対象者から業者への支払いを年度内に行うことが定められているため、県からの交付確定通知を待ってから精算払を行うことは不可能になります。そのため、県からも概算払にて手続きを行うよう指示がっており、たとえ年度末に補助金を支払う状況だとしても概算払にて処理しなければならない、となっております。」</p> <p>しかし、質問により得た回答については、概算払を行う際の決裁文書には記載がなかった。補助金の交付は精算払が原則であり、概算払は必要と認められた場合に限り許容される例外的な取扱いである。そのため、概算払を許容する場合には、その必要性を十分に検討した上で決裁を行う必要がある。特に本補助金のように年度末直前での概算交付については、相応の理由が必要であることから、決裁文書において、概算払の必要性を十分に文書化して決裁を行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>概算交付申請においては、その内容、必要性を十分に審査し、必要と認める理由を明確に文書化して決裁を行うこととした。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。しかし、実施要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 6 年（2024 年）2 月 26 日付け要綱改正により暴力団排除条項設置済。</p> <p>熊本市夢と活力ある農業推進事業公募要領様式第 1 号に、同条項に係る誓約書兼同意書を設置済。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 2 月 26 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 基盤整備課

指摘事項等	
<p>水害予防事業補助金</p> <p>【市所有施設の管理に関する委託の検討について: 結果】</p> <p>本補助金は、操作・監視経費及び塵芥作業経費から構成されている。</p> <p>操作・監視経費は、大雨、洪水、高潮警報等発令時に必要なゲート操作及び監視に要する人件費をいう。</p> <p>塵芥作業経費は、排水機場運転時に水面に大量に流れ込む水草の塵芥作業に要する人件費をいう。</p> <p>補助対象施設のうち二丁樋門は市が所有しているが、当該施設については農業受益地の農業生産向上を目的として運用しているため、受益者である熊本市西南土地改良区が機能管理している。所有者が市である施設について、市以外の事業者がその管理運営を行う場合、本来は委託業務で実施すべきである。この点につき、市に質問をしたところ、過去からの経緯で、受益者である熊本市西南土地改良区への補助として事業を行っているとのことであった。</p> <p>また、委託ではなく補助として行う場合、市所有施設を受益者である熊本市西南土地改良区へ賃貸借もしくは使用貸借をする必要がある。賃貸借又は使用貸借を行っていることを示す書類について市へ提示を求めたが、提示はなかった。二丁樋門については市が所有する施設であるため、当該施設の管理運営を委託業務として実施するよう検討する必要がある。</p> <p>なお、当該施設の管理運営を委託業務ではなく、従来どおり補助事業として実施する場合には、所有者である市から熊本市西南土地改良区への賃貸借もしくは使用貸借の関係を書面上明確にする必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)より当該施設の操作監視等について、管理運営を委託業務として実施。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 交通企画課

指摘事項等	
<p>熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(地域間幹線系統確保維持補助金) 【補助対象経費について: 意見】 熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)及び熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付における地域間計画補助金等算定表によれば、補助金額は、損益計算書の経常収益及び経常費用から計算された過去3年間の平均費用単価を主な基礎として算定される。 この点、担当課によれば、具体的な費目ベースで補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。したがって、現状では各バス会社の経常損失の見込額が、経費の内容に関わらず補助対象として取り扱われる制度設計になっている。一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。 よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目が無いか等を検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助対象経費については、各バス事業者における一般乗合旅客自動車運送事業(いわゆる路線バス事業)にかかる経常費用としており、国及び県が行っている同様のバス運行補助についても、補助対象経費については同じ考え方となっている。 その内訳については、勘定科目毎の費用を各バス事業者から提出し内容を確認したうえで、当該事業にかかる役員報酬や交際費、食糧費などの経常費用に全てが路線バスを運行するために必要な経費として改めて確認するとともに、その旨を補助金交付決定時の決裁の際に記載することとし、補助金見直し年度において、補助金の対象経費についてもその必要性を踏まえて確認することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月26日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 交通企画課

指摘事項等	
<p>熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(地域間幹線系統確保維持補助金) 【交付要綱と様式上の記載箇所に係る不整合について: 意見】 本補助金交付要綱において補助対象経費の額が規定されているが、系統の計画運行回数等に応じて2つのケースに分けて定められている。 この点、実績報告書を閲覧したところ、計画運行回数が3回以上にも関わらず、補助金算定の様式上、(2)3回未満に該当するものとして記入されている系統が発見された。 担当課へ質問したところ、計画運行回数が3回以上であっても県の補助がない系統については、様式上の計算式の都合で(2)3回未満の算定欄に記入する運用となっているが、実際には(1)3回以上として県の補助を0にして計算されており、補助金額算定に誤りはないとのことであった。 具体的には、補助金額算定において、(1)3回以上の場合は国と県からの補助を差し引くが、(2)3回未満は国の補助のみ差し引く算定方法となっている。しかし、発見された系統には県の補助が存在しないにも関わらず、算定様式(1)3回以上の箇所では計算すると県の補助が差し引かれてしまうので、便宜上、算定様式(2)3回未満の箇所では計算していたとのことである。 形式上の不備であり補助金への影響もないことから、今回の発見事案について重要な問題はないものとする。 しかし、本補助金の計算構造は、補助金一般に比べて相対的に複雑なプロセスとなっており、算定誤りに気付かず、重大な過誤につながる可能性も否定できない。 よって、市は、算定様式又は同様式の計算式を修正するなどして、事務処理の過誤防止に努めるとともに、本補助金交付要綱への準拠に関して客観性を確保することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱の改正及び算定様式の修正を行い、双方の整合性を図った。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 交通企画課

指摘事項等	
<p>熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(市施策系統確保維持補助金)</p> <p>【補助対象経費について: 意見】</p> <p>熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)によれば、補助金額を算定するに当たっては、損益計算書の経常収益及び経常費用から計算された当該年度の実績費用単価がベースとなる。この点、担当課によれば、具体的な費目ベースで補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。したがって、現状では各バス会社の経常損失が、経費の内容に関わらず補助対象として取り扱われる制度設計になっている。一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。</p> <p>よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目がないか等を検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助対象経費については、各バス事業者における一般乗合旅客自動車運送事業(いわゆる路線バス事業)にかかる経常費用としており、国及び県が行っている同様のバス運行補助についても、補助対象経費については同じ考え方となっている。</p> <p>その内訳については、勘定科目毎の費用を各バス事業者から提出し内容を確認したうえで、当該事業にかかる役員報酬や交際費、食糧費などの経常費用に全てが路線バスを運行するために必要な経費として改めて確認するとともに、その旨を補助金交付決定時の決裁の際に記載することとし、補助金見直し年度において、補助金の対象経費についてもその必要性を踏まえて確認することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 交通企画課

指摘事項等	
<p>熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(自主運行系統確保維持補助金) 【補助対象経費について: 意見】 熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)によれば、補助金額を算定するに当たっては、損益計算書の経常収益及び経常費用から計算された過去3年間の平均費用単価が主なベースとなる。 この点、担当課によれば、具体的な費目ベースで補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。したがって、現状では各バス会社の経常損失の見込額が、経費の内容に関わらず補助対象として取り扱われる制度設計になっている。 一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。 よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目が無いか等を検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助対象経費については、各バス事業者における一般乗合旅客自動車運送事業(いわゆる路線バス事業)にかかる経常費用としており、国及び県が行っている同様のバス運行補助についても、補助対象経費については同じ考え方となっている。 その内訳については、勘定科目毎の費用を各バス事業者から提出し内容を確認したうえで、当該事業にかかる役員報酬や交際費、食糧費などの経常費用に全てが路線バスを運行するために必要な経費として改めて確認するとともに、その旨を補助金交付決定時の決裁の際に記載することとし、補助金見直し年度において、補助金の対象経費についてもその必要性を踏まえて確認することとした。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月26日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 交通企画課

指摘事項等	
<p>熊本城周遊バス運行費補助金</p> <p>【仕入税額控除の取扱いについて: 結果】</p> <p>本補助金に関しては、熊本城周遊バス運行事業補助金交付要綱には仕入税額控除に関する規定がない。すなわち、消費税相当額を補助対象経費から減額する旨の運用がなく、しかも仕入控除税額に関する事後的な報告及び返還に関して明示されていない。なお、令和4年度の補助対象事業者である熊本都市バス株式会社は、消費税の課税事業者である。加えて、実績報告書に添付された「令和4年度熊本城周遊バス補助金(決算)算出資料」によれば、「6.消費税 上記1~5の支払いに係る消費税相当額」として、補助金の額に消費税相当額を含むことが明記されている。</p> <p>当該事業は当初、公営企業が実施しており、その際に税込で補助金を交付していた慣行が継続している状況にあるとのことである。また、税込での補填によってようやく赤字が解消する状況にあるとのことであるが、消費税計算による仕入税額控除を踏まえると、実質的には二重に補助していると考えられ、補助金の返還を要する可能性も否定できない。</p> <p>よって、市は、本補助金については補助対象事業者の仕入税額控除の状況を踏まえ、消費税相当額については原則として補助対象外とすべきである。なお、令和4年度の補助金については、仕入税額控除の状況を把握し、必要に応じて消費税相当額に相当する金額の返還を検討すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ、補助金対象経費から消費税相当額を削除するよう「熊本城周遊バス運行事業要領」の改正を実施した。</p> <p>なお、過年度の補助金について、交付決定は当該補助金要綱に応じて法的に金額を確定させたものであり、また、当該要綱に仕入れ税額控除を受けた場合に返還を求める規定、根拠がなく、一方的に返還をもとめることは困難であると判断した。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 移動円滑推進課

指摘事項等	
<p>熊本市鉄道安全輸送設備等事業補助金</p> <p>【指標の設定の再検討について: 意見】</p> <p>市は、「運行の継続を目的としている」ことを理由に、成果指標を設定していない。本補助金は運航の継続を目的としているため成果の把握がしづらいことは理解できるが、本補助金に係る成果を把握することは重要であると考えられる。本補助金については、成果指標の設定ではなく、市が実施する活動の指標の設定も考えられる。すなわち、運行を継続するために必要となる輸送設備の更新等経費を補助するものであるため、要整備箇所に対する整備状況や、全運航面等を考慮した指標の設定も考えられる。</p> <p>よって、市は、活動指標の設定も踏まえ、本補助金の成果を把握する指標の設定を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助事業については、当市と協調して補助を実施している国・県・合志市、事業者で構成された熊本電鉄安全輸送設備等整備協議会において、整備計画について協議を実施しており、計画に基づく着実な整備が行われていることを把握するため、「年次計画の整備進捗率」を成果指標とする。</p>	<p>令和6年(2024年) 9月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 移動円滑推進課

指摘事項等	
<p>熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金</p> <p>【実績確認の強化について: 意見】</p> <p>本補助金の補助対象経費は、鉄道輸送事業に係る経費であり、「補助金等の概要」に記載のとおり、直近の決算期における部門別損益対比表を基礎として補助金が算定される。市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認している。</p> <p>当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類まで遡った確認は実施していないとのことである。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。本補助金については、現地調査を実施し、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類と補助金の実績報告書との整合性等を確認することが考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助事業はコロナ禍における緊急的な支援であり、令和4年度(2022年度)をもって補助事業は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、いただいた意見を参考に確実な実績確認を行うこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 移動円滑推進課

指摘事項等	
<p>熊本市タクシー事業者燃料費高騰支援事業補助金 【補助金申請に係る利便性向上の検討について: 意見】 本補助金は、補助金受給を希望するタクシー事業者が、必要書類を作成し、書面で市担当部署へ提出することで申請手続が実施されている。 スマートフォン等を利用して、インターネット経由で申請を行えるような制度設計にはなっていない。 市が実施している補助金事業のうち、町内自治振興補助金(地域活動推進課所管)、ごみステーション管理支援補助金(ごみ減量推進課所管)等はインターネット経由で申請が行える。これは、市全体で行政サービスDX化の一環で実施されているものである。 本補助金については、タクシー事業者が対象であり、比較的申請件数も多いが、現状では紙による申請のみが認められる。 よって、市は、本補助金の利便性の向上を踏まえ、本補助金が今後継続される場合は、今後はインターネット経由による申請の可能性について、検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和4年度(2022年度)は書面での受付のみであったが、令和5年度(2023年度)からは、利便性向上のため、押印を廃止し、メールでの受付を可能とした。 なお、当該補助事業はコロナ禍における緊急的な支援であり、令和5年度(2023年度)をもって補助事業は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際も、インターネットを経由した申請受付を継続していく。</p>	<p>令和5年(2023年) 10月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 移動円滑推進課

指摘事項等	
<p>熊本市航路事業者緊急支援事業補助金</p> <p>【補助対象経費の内容の明確化について: 意見】</p> <p>本補助金の補助対象経費は、熊本市航路事業者緊急支援事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)に規定されているが、補助対象経費算定の基礎となる運航費については、具体的な定めがない。</p> <p>補助対象経費算定の基礎となる運航費について具体的な定めがない場合、補助事業者の判断により、交際費、役員人件費等の特定の科目が運航費に含まれる可能性がある。結果として、補助事業者の判断で補助対象経費が変動してしまうこととなり、補助金額の妥当性に疑義が生じかねない。</p> <p>よって、市は、補助対象経費について、具体的な科目等や補助対象経費としては認められない内容等定め、補助事業者の判断により補助金額が変動するのを防ぐことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助事業はコロナ禍における緊急的な支援であり、令和4年度(2022年度)をもって補助事業は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、要綱等に補助対象経費を明確に定める。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 移動円滑推進課

指摘事項等	
<p>熊本市航路事業者緊急支援事業補助金</p> <p>【実績確認の強化について: 意見】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書及び添付されている航路損益計算書等の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書等の具体的な確認方法について質問したところ、現地調査は実施しておらず、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類まで遡った確認は実施していないとのことである。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>なお、本補助金については、前項で記載したとおり、補助金額の妥当性に疑義が生じかねない状況にある。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。本補助金については、現地調査を実施し、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類と補助金の実績報告書との整合性等を確認することが考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助事業はコロナ禍における緊急的な支援であり、令和4年度(2022年度)をもって補助事業は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、いただいた意見を参考に確実な実績確認を行うこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 自転車利用推進課

指摘事項等	
<p>熊本市民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金</p> <p>【実績確認の強化について: 意見】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、補助対象者から提出された実績報告書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、総入庫台数実績等の1件ごとの精算データは入手しているものの当該データの正確性等の確認は行っていないとのことであった。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての精算データを確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや精算データの正確性等の確認を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>実績確認については、精算データの中から対象をランダムに抽出し、請求根拠との整合性をチェックする方針を決定した。</p> <p>実績報告は四半期ごとに提出され、令和6年度(2024年度)第2四半期分について既にチェックを行い、補助対象経費外への交付や私的流用がないことを確認した。今後も継続してチェックしていくこととする。</p>	<p>令和6年(2024年) 7月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 住宅政策課

指摘事項等	
<p>熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金</p> <p>【処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について: 意見】</p> <p>本補助金は、平成12年5月31日以前の耐震性のない戸建木造住宅の耐震改修・建替えなどの耐震化に対する支援を行うものであるため、補助対象経費には効用の増加を伴う改修工事や建物等の財産が含まれる。</p> <p>熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)を閲覧したところ、処分制限財産に関する規定の記載がない。</p> <p>なお、本補助金は、国による財源負担があるが、国の交付金実施要綱については、処分制限財産に関する規定が明記されている。</p> <p>固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。</p> <p>本補助金については、国の交付金実施要綱については処分制限財産に関する規定があるものの、本補助金交付要綱においては同様の規定がない。</p> <p>よって、市は、本補助金交付要綱においても処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を明記することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
要綱を改正し、関係規定を明記した。	令和6年(2024年) 3月22日

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 住宅政策課

指摘事項等	
<p>熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金</p> <p>【補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について：結果】</p> <p>本補助金は、耐震改修・建替えなどの耐震化に対する支援を行うものであるが、そのうち、事務所(店舗)兼住宅に対する補助の場合は、消費税等の仕入税額控除が発生する可能性がある。その場合において、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、本補助金交付要綱上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。</p> <p>対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。</p> <p>本補助金について、仮に補助対象が事務所(店舗)兼住宅で、かつ、補助対象者が個人事業主であった場合は、仕入税額控除が発生する可能性があるが、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。</p> <p>よって、市は、本補助金交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書を手直し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱を改正し「補助金対象経費には消費税等は含まない」旨を明記するなど、補助金の算定に当たり、消費税等の仕入税額控除が生じないように措置を講じた。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月22日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 住宅政策課

指摘事項等	
<p>熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について: 意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助事業の終期を要綱に明記するとともに、補助金等見直しシート等を活用し定期的に事業を検証する体制を構築した。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月22日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 住宅政策課

指摘事項等	
<p>熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金</p> <p>【実績報告書の適時の入手について: 意見】</p> <p>交付要綱によれば、補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書及び添付書類を市に提出しなければならないとされている。</p> <p>関係書類を閲覧したところ、工事が完了し、工事を行った業者への支払がなされてから数か月後に完了実績報告書が提出されている事例が散見された。</p> <p>市によれば、工事完了予定日を超える場合などには、市から補助事業者へ完了実績報告書の提出を催促しているとのことである。</p> <p>しかし、実際には工事完了日から完了実績報告書の提出日まで数か月経過している事例が複数あることから、市は、本補助金交付要綱に従い、補助事業者に対して完了実績報告書の適時の提出をより一層促すことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>現時点で遅れているものについては催促し、今後も速やかに提出するよう促していく。</p>	<p>令和6年(2024年) 1月13日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 放課後児童育成課

指摘事項等	
<p>No.87 熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金</p> <p>【概算払の必要性について: 結果】</p> <p>熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。</p> <p>本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱には概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧したところ、「活動に伴う運営資金の不足を補うため」との記載はあるものの、運営資金の不足が生じる理由等の概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。</p> <p>本補助金は児童育成クラブの運営経費を交付する補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。</p> <p>よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>交付先は非営利団体であり、運営費の大半を補助金収入で賄っている。そのため、円滑な運営を行うためには年度当初から人件費や事務費等の経費が必要なため、概算交付を行うものと判断した内容を決裁文書に記載した。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>No.90 熊本市立中学校運動部活動運営費補助金</p> <p>【補助対象経費の具体化について: 結果】</p> <p>学校保健会等運営補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)における補助対象団体、補助対象経費及び補助金額について、本補助金の補助対象団体は熊本市中学校体育部活動振興会(以下「振興会」という。)であるが、補助金を受けた振興会は本補助金を市内の42の各中学校の部活動振興会へ交付している。</p> <p>補助対象経費は、「運営費、活動費、指導費」との記載があるが、具体的な科目の設定はされておらず、例えば、人件費、謝金、食糧費等まで補助対象と認めるかを整理した資料はない。</p> <p>上記のとおり、本補助金の補助対象経費は具体的な科目の設定はされておらず、より詳細な補助対象経費の範囲が不明瞭である。また、振興会は市内の各中学校の部活動振興会へ交付することから、各中学校にとってどの範囲まで本補助金を活用できるか分かりづらいと考えられる。</p> <p>結果として、具体的な補助対象経費が本補助金交付要綱からは把握できず、補助金としての透明性に問題があると言わざるを得ない。</p> <p>よって、市は、本補助金交付要綱において、具体的な補助対象経費の科目を明示すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>各部活動振興会の会計処理適正化のために、総務省「コミュニティ団体運営の手引き」を参考に、令和5年度中に「熊本市部活動振興会会計マニュアル(案)」を指導課にて作成。これを熊本市中学校体育部活動振興会及び各部活動振興会で改編・活用してもらうよう働きかけている。</p> <p>本補助金交付要綱は他課所管の補助金も含むものであるため、それらへの影響を考慮し改正は行っていない。ただし、経費の科目については、これまでも振興会内部の様式においてある程度の整理がなされていたところであり、この「マニュアル(案)」の中であらためて統一的な整理を行い、互いに共通認識を持てるよう図った。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和 5 年度（2023 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>No.90 熊本市立中学校運動部活動運営費補助金</p> <p>【振興会における積立金保有の妥当性について：結果】</p> <p>本補助金を受給した振興会の令和 4 年度歳入歳出決算について、令和 4 年度は 697 千円（59,159-58,463）の繰越金が次年度に繰り越されている。</p> <p>支出項目には積立 2,434 千円が記載されている。このため、積立金の残高、管理状況及び用途を市へ質問したところ、市は把握していないとの回答を得た。なお、本補助金は、振興会から市内の各中学校の部活動振興会へ補助金が交付されているため、当該積立金は、各中学校の部活動振興会で保有していると考えられる。</p> <p>上記のとおり、令和 4 年度は 2,434 千円が積み立てられているが、累積で、現時点でいくらの積立金を保有しているか、管理状況及び用途について、市は把握していない。</p> <p>また、振興会は任意団体であるため作成している決算書は前述の収支決算書のみであり、積立金の残高は不明である。</p> <p>結果として、決算書上から把握できない積立金が保有されており、かつ、その金額、管理状況及び用途を市は把握していない。また、本補助金は補助対象経費に対して交付されているものの、積立金の残高等の状況によっては補助金額の見直しにも影響しかねない。</p> <p>よって、市は、各中学校の部活動振興会における積立金の保有額、管理状況及び用途を把握の上、積立金が保有される妥当性、及び補助金額の妥当性を検討すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>各部活動振興会の会計処理適正化のために、総務省「コミュニティ団体運営の手引き」を参考に、令和 5 年度中に「熊本市部活動振興会会計マニュアル（案）」を指導課にて作成。これを熊本市中学校体育部活動振興会及び各部活動振興会で改編・活用してもらうよう働きかけている。</p> <p>「マニュアル（案）」においては、積立金を特別会計として管理する方法について触れ、また、振興会内での会計監査の方法についても解説することで、より透明性の高い運用に資するづくりとした。</p> <p>指導課では、各部活動振興会に対する調査体制を強化するため、今年度の学校訪問（帳簿点検）においては複数人体制での点検を行うこととした。</p> <p>また、部活動改革（地域連携・地域移行）が進められているところであるため、部活動の在り方に沿ったものとなるよう適宜制度自体の見直しを行っていくこととした。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>No.90 熊本市立中学校運動部活動運営費補助金 【間接補助に関する対応の検討について: 意見】 振興会の令和4年度歳入歳出決算によれば、振興会は本補助金を財源として、市内の42の各中学校の部活動振興会へ補助金を交付している。 すなわち、本補助金は、振興会を介して各中学校の部活動振興会へ補助が行われる間接補助の性質を有している。 このため、市に対して、再交付先となる各中学校の部活動振興会における資金管理の状況、不正等の対策が講じられているか等を把握しているか質問したところ、資金の管理状況等までは把握していないとのことである。 また、前項に記載したとおり、各中学校の部活動振興会では積立金を保有しているが、市は、積立金の残高、管理状況及び用途を把握していない。 間接補助が実施される場合、一次的に補助を行う市からは最終的に助成を受けた団体における資金の管理、事業の実施状況は把握しづらく、また、不正等が生じる可能性を否定できない。 よって、市は、適切な補助事業が実施されるように、再交付先となる各中学校の部活動振興会における資金管理の状況、不正等の対策が講じられているか等を把握することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
No.90 熊本市立中学校運動部活動運営費補助金【振興会における積立金保有の妥当性について】における措置内容に同じ。	令和6年(2024年)3月31日